

御國威御更張之御基本と相成候品々諸器械調進方海陸軍傳習并難船漂流其外諸般之御用取扱當分被仰付候義を御國風之御書付に私方へ御渡別紙を以右之者誠實忠良に身元も宜敷趣に付御用取扱於其都府申渡方之義外國事務大臣に可申通旨且御用中凡領事官之心得を以て取扱候様との御文言相成候様仕度左候は、當人奮勵感戴仕候は勿論佛國政府に於ても深感激仕御使用宜候のみならず富强之御基礎數年を経すして相立候大源に可相成敢て御國內御差響にも相障る間敷精々後來御不都合無之様取扱可申既に薩藩杯には數十人歐洲へ差渡し佛には相拒候得共佛國にては英國之由公然傳習等いたし居候中に聊と亦も政府之御強みに相成候御廉合は左支右吾有之様に亦は其度毎に多少之御手後れと相成詰り政府之御不爲何とも歎敷次第に奉存候間是非とも前件申上候趣御採用被成下度旨申聞候に付夫々御國內御制度筋差響にも可相成廉には押引いたし別紙草案之趣に取捨猶勘辨仕候處是迄佛公使義御國之爲種々心を碎き各國

より難題申出候毎に御國御威令不相損候様御忠告申上御都合相成候義も不少此末とも一刻も早く強國相成候様御扶翼申上度海陸軍傳習新製大小砲調進方新發明之器械等夫々御周旋申上萬端無殘處御相談申上候心底に罷在候折柄恰好に御懷撫御提撕被成置候は、所謂夷を以て夷を制する之御長策にも相當り殊に毎々フロリヘラルト俠氣有之御國之爲心配仕薩藩等官許も不受猥りに外國に通航獨立之藩にて幕府之命を不受佛都博覽會にも列なり度杯申出し佛國にて嚴拒致し候顛末等申上候義は自然耳目を海外に相差置候筋に相當り後年御國公使等御差渡相成候節之嚮導下働等にも相成始終之御取締にも可然且莫大之俸金等賜候義にては御時節柄事實御施行難相成御場合も御座候得共差向御書付御渡相成候得は彼には無量之榮光と相成奮發勉勵仕多少之御入用金請拂爲替繰替等引受御用便相成候義に付旁以可然義と奉存候間早々御下知御座候様仕度依之佛公使に之御書翰并フロリヘラルトに之御書付案とも相添此段奉伺候以上

寅正月十九日和泉守殿清五郎を以御渡

覺

伺之通可被心得候事

○老中連署書翰案 佛公使宛 慶應元年十二月

和泉守

河内守

周防守

玄蕃頭

佛蘭西ミニストルに之御書翰案

民部少輔

縫殿頭

出雲守

佛蘭西全權ミニストル

エキセルレンシー

レラン・ロセスに

以書翰申入候貴國人フロリヘラルト義其都府おゐて我國之用向可取扱旨
申達候書面一封差進候間差送方頼入候且右之趣貴國事務大臣に宜敷周旋
有之候様いたし度尤委細は先達而柴田日向守より貴國外國事務大臣に申
談候趣申越候間其段も被心組度候依之フロリヘラルトに申達候書付寫一
通差進候拜具謹言

慶應元丑年十二月 日

御三名花押

○老中申渡案 佛人「フリユリー・ヘラルド」宛 慶應元年十二月

佛人「フロリヘラルド」宛
御下知狀案

其方儀誠實忠良之聞有之に付佛蘭西國都府におゐて 日本之御用
向取扱被 仰付候條 御國體を大切に存し公平之處置いたし兩國
之交誼愈厚く永世懇親之御旨意相立候様相心組爾後申達候用向勉
勵致し可被抽忠勤候仍執達如件

慶應元年丑十二月

御連名花押

フロリヘラルト殿

一四 佛公使「レオン・ロツシユ」書翰「老中宛」

一八六六年九月十五日
慶應二年八月七日

寅八月十二日差出同月十三日河内守殿宛、を以上る

横濱に於て千八百六十六年九月十五日

閣老貴下宛

佛國公使

伊豫守
日向守

備中守
加賀守
甲斐守
筑前守

先頃中より余は閣老貴下に横濱佛朗西學校中に一箇之善良なる通辯官を
置き學校助教に關する而已ならず兼而日本政府に關する諸件に付余の通
辯に供せんと欲するを演說せり
貴下此件は最大事件なるを以て鹽田三郎を以て斷然此職に任せんと約あ
りし

雖然此件々に於て未だ行れず余は全く困却するを不免加之頃者貴下及余
の親友たる和春君疾病後最大事件に於ては元より通辯官を缺不能ざるを
以て無餘儀他人を以て其事件を弁せしか互に旨意の徹底せざる件ありし
余は元より貴下の賢明なるを知を以て常に貴國政府に關する有益事件を
貴下と余と應接上善良通辯官を不可缺は必然なりと雖も今其巨細を言ん
は頗贅に渡るを以て敢て茲に詳悉せず

故に余は貴下の此書を一覽後は速に鹽田三郎の居所を横濱に確定し學校
中新來生徒の教導を司らしめ兼而余の通辯に供する令を貴下より同人に

下さん事を要す

同人來濱之節は宜しく貴下より彼の諸件を兼司るを以て其階を登せ其
祿を益さん事を得べきや余は前件可否之返書あらん事を要す

和春君近日發程に付此事件を遂ん事を急けり

其他余は貴下に和春君佛國に去と雖も最大事件を所置する上は勉て早く
日本に歸來せんは必然なるを堅約せり 誠恐具陳

(卷末歐原文寫第二號參照)

一五 佛人「ウエルニ」書翰

「横須賀製鐵所掛宛」

一八六六年九月十六日
慶應二年八月八日

○佛人ウエルニ書翰

小林鼎輔謹譯

肥田濱五郎君鍛匠バス十二日の書付と六十八分一の百五十七□印不の六
詳宮と管及びヒーロア(毛織の物を平にす
る爲め用ゆる器械)を入れし百六十九宮とをプリンス・ア

マリア船號より受取りしや否を我に知らしむる事を我希望す○此諸件は
肥田君の注文を成就する爲め交易社中の常法を以て我命令せり○鹿特堤
及び横須賀の社中に我其價を拂ふを要す

一千八百六十六年九月十六日

ジ・ウエルニ

一六 佛公使「レオン・ロツシユ」書翰

「老中宛」
一八六六年十二月廿二日
慶應二年十一月十六日

於熱海千八百六十六年十二月二十二日

江戸にある

外國事務執政

御老中閣下に呈す

日本政府之忠直なる臣川勝近江守平山圖書頭兩人を閣下等熱海にある余
か處に差遣わされし好意之段余において敬謝す余彼等と遅々談話およひ

し事は追々貴國之裨益を起すへしと余望めり
大君殿下余を信任せらるゝの深に勵まされ余も又是に報ひんとて閣下等
の先人定められし法律を害せず又貴國從來之風習にも背かざる様偏に貴
國政制におゐて物之順序を正ふし事之盛なるをゐたさんと余か思ひ込み
たる規律の草案を綴り成せり且其草案を
大君殿下に奉呈せん事を平山に任したれば 殿下之英明敏達を以て日本
之益と國法とに對し順逆可否あるを點檢して是を取捨し其用法を知り給
ふへしと余も思へり

川勝より右草案之趣意を閣下に縷述すへし且貴國をして公理至當之大道
に赴かしめんに最要用なる仕方を以て便宜を得せしめんと余におゐて別
に力を用ゆるの新證を今又見察し給はるへしと余におゐて望めり
平山は昨日網代に到着せしドンバルトン船にて今朝出帆せり
昨日京師より塚原但馬守來着し同人

大君殿下之數事英斷あられし事を余に報告ありて余も欣喜に堪へさりき
其事は余か兼々思ひ居りし如く余か望みに違はず處置あられ且余か事に
付ては懇親之意あらるゝとの事なればなり
此好信を閣下に傳ふるの歡意を塚原に托したり且閣下等別に差支なくは
今より凡十四五日之内には余横濱に歸著すれば其上に余出府するまで
右之事を秘し置かれん事を閣下に願ふ
横濱市街模様易之事に付約定書之草稿寫をシル、ハルリ、バルクスより今
日余か方々送り越したり余右寫書を一々閲し了りけるに余等嘗て神奈川
奉行と取極めし事の通りにして兼て余より閣下に申入れし如く更に相違
せし事なし故に英國の余か同僚に右請書名印之手続きに取掛りて差支な
く且余は横濱に歸著次第自身に名印を加ふへしとの事を今日申遣はした
り 謹言

一七 米國領事書翰

勝安房守宛 一八六七年五月十六日
慶應三年四月十三日

亞米利加國の御子息様御遣被成度儀に付先達御話合致置候尙又即今御發

足前諸事の御指示申述度候御子息様亞米利加國の遊學被成候には船中并に御一身御取續の諸雜費一ケ年一千元位御入用可相掛候且當初は御訓導を爲め別段御入用有之候其と申も日本人一人立て大小學校の難得入且は學校中之朋輩に可相加程の修業出來迄は既に讀筋相立候者と並ひ執業難相成候モンソレ學校日本書生參居候場所也にては右別段費用一ケ月二十元位に可相當候若哉御家來御召連相成候は、是又二十元を可費候上文申述候一人分一

千元に於は遠方へ御旅行被成候には引足不申候若哉御子息様御閑暇之節旅行杯之思召有之候は、五百元計も別段御見除可有御坐候私には斷然公子方十分に英語御了解第一之御目的と心得候へは當初は少々之御旅行可然被存候尙公子方行届たる訓導者之許の御入込一兩年は専ら學問御心掛閑時も御坐候は、有名之境に被遊候迄に致度候外國の見物之爲め被赴候儀は學問遊歴致し眼を開き其國俗に注意有之候は、當人は勿論本國之惠利とも可相成候

筆末申陳候は御子息様何時にても亞米利加國の御越被成候節は總て重要之御誘引書差上度候尙又申上度は御子息様當地よりサンフランシスコ迄サンフランシスコよりニューヨルク迄御旅行之間折角御用心有之度との事に候多分横濱よりミニストルブラウンの御托之事と被存候同人義は亞米利加人之中にも最も賢き志高き人に御坐候此節壹ケ年之間本國の罷歸る都合に於當月二十二三日卯四月十日にはコロダド船の乗込出帆可致若哉

夫迄御子息様御支度御出來相成候は、十分之御都合と被存候ミニストル
 プラウンは日本妙齡を訓導致候覺へ有之且能日本語を解居候同人義自然
 ニューヨルク到着之上御子息様御引受申可然學校の御世話不得申とも何
 敷同人の御托し方可宜被思召候は、二三ヶ月も御付置英語御修業御任せ
 可有之候
 右之次第に彌御遣相成候は、直と爲御知可被下候重申上度義も御坐
 候恐惶謹言

千八百六十七年

足下友

五月十六日

合衆國コンシユルステール

江戸御軍艦奉行

勝 安房守

一八 佛公使「レオン・ロツシユ」書翰〔板倉伊賀守宛〕 一八六七年八月三十日
 慶應三年八月二十日

於大坂千八百六十七年八月三十日

マゼステ大君之

第一等執政

板倉伊賀守閣下に呈す

長崎にある佛國コンシユル并に僧之首官の余より充ちし書翰届方
 を任したる長崎方之士官出立せず且當月廿七日余等と公然取極め
 しことに付マゼステ大君には許諾し給ふことなしとの事を只今聞
 及へり左すれば今度大坂の越せし大旨趣たる事取纏りし積にて余
 を出帆せしめ余か政府にも委細可申立事件を更に前以告知をもな
 さす見合らるゝなり右様之儀は素より信事とは思ひ難けれとも余
 か性質に取り甚た不快なる事にして且は各國交際之規則にも極め
 て違背するものなり故に余不取敢大坂港の立戻りたれば若年寄并
 外國奉行壹人來り右之始末を一々説明及はるゝへし余に於るも此

説明を請ふの正理あり就るは一瞬之間をも失ふことなかれ余は貴國を親朋にして既に其證を呈し置たりといへとも余一個親情を外に余か國を正理威儀ありて之を其第一に處するなり右を義説明を得ざる内は余を微細を事を申立さるへし謹言

日本在留

佛國全權ミニストル

レヲン・ロセス

一九 板倉伊賀守書翰

佛公使「レオン・ロツシユ」宛 慶應三年八月七日

伊賀守殿
ロセツに

佛蘭西全權ミニストル

エキセルレンシー

レヲン・ロセスに

我國耶蘇教を禁せし緣由は慶長年中我

神祖大君の時より起り三代の大君寛永年間に至りて葡萄牙人教法を西國に廣め之か爲西國の大混亂を開き天草島原を一舉より遂に天下の大兵を動かすに至れり是より耶蘇宗門を禁國內律令を第一條となりて是を犯す者は其三族を夷するに至る其後二百年の今日に至る迄天下人心是に循從因結して知るも知らざるも邪宗門を以てこれを名つくるに至る是より前西洋各國我國に至り互市を通する者數ヶ國ありといへ共此に至りて唐和蘭の外悉く是を拒絶し僅かに二ヶ國のみ通商す然れ共猶其傳染萌蘖を恐れ舊來の佛法八宗を外信仰するを免さす上尊貴より下細民に至る迄年々舊宗旨の内何宗たるの證書を官府へ出し庶人は各教法の寺より證左を印紙を出し死喪祭禮の禮盡く舊宗に従はしむ且九州は蘇耶根元の地なるを以て耶蘇の銅像を年々家毎に踏しめ九州諸家大名領分中にも是をあたへて踏しむこれを踏繪といふ今を以て是を視れば藁にこりて冷を吹に近し

といへとも時勢不得止天下を治安に趣かしむるに其時に當りて如此ならざるを得ざるは自然の勢ひなり近年西洋諸國の交際を開き萬國の形勢も一變するを知りて踏繪の法を廢し各國の條約にも各其國の教法を開港場に於て自己に信敬するは妨なしとの文を掲げ猶我國民には廣めましき様取極置く然るに祖宗之嚴禮深く人心に因結して政府にて近來萬國之交際を厚するは祖宗の意に違りと唱へ從て又是を名として交際を妨け國內の混亂を醸さんと謀るの徒なきに非すこれ昔しは治安の具となりし法も今は却て亂階をなすの口實となりしは亦自然の勢なり今や我大君英明特達之資を以て専ら外交を厚ふし漸々開化に進まんとするに當り徒らに祖宗の法を破りし名を負のみならず其變を激するに至りては或は教師を殺して朝鮮の覆轍を履んも不可計故に今の時に當りては宗門を口實とする徒の混亂をさせざる様處置するの外なし是國內之事情厚く了察ありて向來貴國之僧徒我か人民を教誘して彼此之混雜を不生様嚴敷禁戒有之度此段

申入候拜具謹言

慶應三卯年八月七日

板倉伊賀守花押

○板倉伊賀守書翰

佛公使レオン・ロツシユ宛 慶應三年八月七日

伊賀守殿
御封書也
カ
ロ
セ
ツ
ロ

レヲ
ン
ロ
セ
ス
君
ロ

一翰申入候一昨日は緩々對話大慶此事に存候其節談判之次第逐一及言上候處我國内之事情に於ては一昨日申入候通り候得共被申聞之趣無餘義事に被存當今開化進歩之時に當り各國之折合且以後之取締も大切に付總て貴君と談判之通り夫々處置被致候事に決定則貴國ウヲ一トルマチステハ直書被差贈且貴君にも一通被贈申候吳々我國之ため親切に被存入厚く差合周旋被致候段我大君にも殊之外滿悦被致右之謝詞宜可申入旨被申付候就ては早々兵庫表に相越前文之趣可申述之處乍略義以書中申入候追々秋

冷可相催折角自愛專一に祈候拜具謹言

八月七日

板倉伊賀守花押

○將軍徳川慶喜書翰

佛帝「ナポレオン三世」宛 慶應三年八月三日

大君より佛帝へ被遣候 御直書寫

神護之

佛蘭西マンブラート

マセストナポレヲン第三世に呈す

耶蘇宗門に入りし日本人之ため議論起りし事に付今日余か外國事務宰相より余か國在留之貴國ミニストルへ贈りし書翰の寫をウヲートルマセステ別に好意を加へ熟談有之度存候カ□□余か趣旨は勿論又余が政府之諸臣中之所思と大ひに相違し耶蘇宗門之事を嫌厭する者多く他日余か日本に於て宗旨之事を議する事外文明之諸國にありて論候通り同様に可成行存候得

□ハ餘字

其時未た至らす余既に開化の道に進むといへとも日々所逢之嶮難又甚た夥敷候就而は余か國法と條約とに依頼するに非れば此危難を過る事を不得然るに他宗に化する事は日本國之法に於て嚴敷是を禁制致置候事なれば條約中にも亦同しく此事を禁置候ゆへ余國法と條約とを難し且是を遵奉致所に候無左候へは余に對し難事を引起し惡意對敵之志を挾む輩は余より兵器を與ふるに均しき事に候右之次第に候得はウヲートルマセステ之英敏と公平とに依頼すれば此事情はカ□□了解被有之貴國宗門之僧向來余人民中新に騒亂を醸し起さる様嚴敷禁し置れん事所冀に候爰に貴國之安寧幸福を祈る謹言 汝之好弟

慶應三年八月三日

御 諱御朱印

○將軍徳川慶喜書翰

佛公使「レオン・ロツシユ宛」 慶應三年八月三日

大君方ロセスに被遣候 御直書寫

川勝家文書

佛蘭西全權ミニストル

エキセルレンシー

レヲンロセスロ

浦上郷宗旨一件に付過日大坂於て被申聞之條歸京之上尙篤と熟慮いたし候處兼承知之通是迄嶮難之地を経て今日漸々進歩之場に至りし折柄又一之葛籐を生し是か爲めに大事を妨くるに至るは必然之義と深く掛念致し此義重々余か事務宰相を以て可及談判存せし處足下より長崎に在る貴國コンシユール并教僧へ之書翰を所持せし人既に出帆に及へりと聞によりて不取敢右を引留め尙得と熟議すへき旨事務宰相以下へ命せし子細は委細板倉伊賀守を演說せし通りなり然るに余か政府之爲格別に注意し前件書翰を抑留せし等之事聊不快に不被存利害得失懇切に説明被致且六十餘人之者を村預に可致事を承諾せられし段感謝する所なり就亦は貴國に於ても後來宗門之僧余か人民を誘導し混雜を不起様嚴敷禁し置れん事を

望みウヲートルマセステロ一翰を送る尙足下よりも宜敷申入られん事を
頼入候不宣

月 日

御 諱

佛帝に被遣候
御直書と同日之日附也

ニ〇 佛國公使レオン・ロツシユ書翰 「小笠原壺 一八六七年十一月十七日
岐守宛」 慶應三年十月二十二日

小笠原壺岐守閣下に呈す

大君殿下英斷之處置ありしことに付委細山口駿河守より傳聞し余思へらく天此人を降せしは日本全國之威力を盛に振はしめ政權を一に歸せしめんとの深略即ち東照公之鴻業を全ふし萬世盛ならしめんかためなり余故にいふ今度大君果斷之處置ありしは此大業を遂げんとする巧捷之一舉なり此報を得る余直ちに江戸に赴き大君之親朋たる余大君之諸

親朋と共に議し今より以來之策と處置之方向を定めんことを決定せり
此ときに當り最早一身之安逸を求め或は身體の健不健をいふべき場合
にあらず今より己か一身にかへ國家を憂へ祖宗之大業を繼かんとする
英明之主君に盡力するの外他なし

余小田原より此書を呈し明後日江戸にいたり貴家を尋訪するを預め糺
す余閣下之書を得る余既に心中に知れることを尙思感し入り閣下は徳
川氏之ため忠烈なる名臣中之一人なるを知れり謹言

千八百六十七年十一月十七日小田原に於て

レオン・ロセス

(卷末歐原文寫第四號參照)

二一 佛公使「レオン・ロツシユ」書翰「將軍宛」

一八六八年二月十一日
明治元年正月十八日

於江戸港キアンシアン船中

千八百六十八年二月十一日

日本之大君殿下に呈す

余今日兵庫より歸著せり就るは至極緊要なる事件に付殿下に報告する
ことあり余自から江戸に來るを以て急速殿下に拜謁を請ふことの切要
なるを知らるへし願くは一瞬間をも失はず直に余に拜謁を給はらんこ
とを望む余執政方に面會を請ふにあらず速に 大君殿下に謁せんこと
を願ふなり謹言

日本在留

佛國全權ミニストル

レオン・ロセス

(卷末歐原文寫第五號參照)

二二 尺振八書翰「川勝近江守宛」

明治元年四月廿三日

以書狀奉申上候然ハポルトメン左之件々内々御前様ハ申上候様申聞候間
乍恐奉申上候

ポルトメン口上

當月廿一日東久世彌當地請取申候然處役人は以前ハ運上所に詰居候者
少々は残し居候容子に候得共通辭は一人も相見不申差當り差支之容子
に御座候

○今日ハ凡八九日以前勝安房守英人「サトウ」と本牧之山に逍遙し内話致
居候を或人慥に見請申候右は御軍艦未だ江戸に歸津不致前之事故右御
軍艦之義に付相談致居候事と被疑候

○英公使多分今日當港出帆大坂ハ參り候由右ハミカドハ同人委任狀差
出候事に可有之候

○江戸及近在今二三周期も只今之有様にて戰爭無之諸事穩に南人之手
に相渡り候節は各國公使彌新政府を日本全國之領主と認萬事新政府ハ

助力致可申候然し何人にてても大君之爲に力を盡し防戰致候者有之天下
に未だ大君有る事明かなる間は矢張此迄之通り各國公使ハ中立致決
手出しは致申間敷候

○此に一之大事と申は當港之貿易に障礙を生し候と否さるとに在り今
南方之人江戸を手に入んと欲し候より物情不穩終に戰爭に至り夫か爲
に貿易衰へ候歎又は全く相止候事に至り候節は各國公使不得止江戸地
を故之有様に恢復致度就ハ大君故之如く江戸を御支配相成候様致度
旨京師ハ申立候ハ外に策有之間敷と存候御軍艦は未だ御渡無之由承知
致大に悦居申候譬へ勝等如何様之事申候共英佛にては自國之軍艦以て
御軍艦ハ手出杯致候事は決之無之義に候且亞之鐵船之義は既に公使ハ
本國政府ハ右船之義に付取計方問合せ書簡差出候間右政府ハ指圖有之
候迄は如何様之事出來致候共何人ハも相渡候事相叶不申右之指圖有之
候には今ハ二三ヶ月相掛可申候間十分之時間有之候事と存候右之一條

は何卒御前様を榎本様の御通達被下度且御同人當港に御買物其外御用
を義有之候は、御申越被下度如何様にも御周旋致度存候間是亦御同人
の御通し被下度存候

○何卒江戸表を形勢委細御書狀にて御申越被下度遁逃人は何れの地に
被居候哉未だ戦争に及不申候哉會津侯は何を致被居候哉江戸人民之容
子は如何に候哉何卒御報告奉願候如し御書狀被下候は、差上候封し袋
にて御封し御人足は御渡被下度奉願候

^{振八}私義二十日に當港に参りポルトメン方に罷在候同人厚意にて私義は隱居
同様に相成公使方にも餘り出入不致南人の爲に通辯に役せられ候事も無
之安堵仕候過日私に御渡相成候御書狀并にポルトメンに御進物同人に
相渡申候佛公使に御届物も相渡佛人を請取書請取申候間差上候御落手
被下度右申上度如此に御坐候以上

四月廿三日

振

江 様

二三 在巴里日本總領事「フリユリー・ヘラルド」書翰

「栗本安藝守宛」一八六八年五月十八日
明治元年四月二十六日

千八百六十八年第五月十八日

小栗上野介殿に申達置たる洋銀ラドル貳千五百三十三、二十八セント未だ御
拂濟に不相成との趣今般シベリオン并横濱在留より以書翰我が方
に申越たるに付き今朝右を事件閣下の御引合に及し也

右金高貳千五百三十三ラドル二十八セントは日本政府の需に應し當國
軍事總裁の命に依るカピテーン、セルジャン、マジョール其外士官を日本に
差遣たる入費なり

右入費は定ふ於日本勘定濟に相成候半とは存れとも閣下御到着之上猶此
を事件果敢取様御取計有之シベリオン并横濱在留 手元は速に御拂

濟に相成様致度態々以書翰申上候尤も右之金高貳千五百三十三ドルラ
二十八セントはシベリオン及 我か請合たる證印を證とし先方ハ拂
ひ尙貴政府よりシベリオンハ御拂濟に相成迄之證書を所持候拜具謹言

岡士ゼテラール

フルリ・ヘラール

日本御使節

栗本安藝守閣下

マルセル・メサゼリー・アンベリヤール

飛脚船中迄

二四 佛人「ビゲ」書翰〔川勝近江守宛〕

一八六八年六月十二日
明治元年閏四月二十二日

横濱千八百六十八年第六月十二日

江戸に在る

川勝近江守閣下

一予か貴政府ハ贈し銃器の内元込銃品位不善且使用にならざる旨江戸に
て評判あるよし是實に予か非常に驚所也若此銃器を兵卒之手に渡す前
に能々磨き且又其器を可預兵卒も時々筒掃除を怠るへからざる旨命せ
られしや否やを不知若如斯せらざりしなれば此銃に非難する事あるへ
からす

一右銃器之品位に付ては予他に可申解言を不費是佛國陸軍之手にある銃
器と全く同等の者にして製造家ハ佛政府使用之銃器と同様之製造に
命し其上我國軍事局之士官をして鑑定せしめたれば是全く我政府使用
之品に同等也

一右に付予思ふに是決して一之過失ならん哉

若くは倉卒の取扱より起りし事ならんと思ふなり就而は今般本國ハ申
送り日本政府の爲に製せし惣銃器の鑑定證書を取寄せんとす然らば閣

下におゐても予等か廣く約定の趣意を充たしめ且是迄其政府のために
斯る上品之器什を商し者なきを知り給ふへし謹言

エフ・ビゲール

(卷末歐原文寫第六號參照)

二五 佛人ブリユネ書翰

〔淺野次郎八等宛〕
一八六八年九月一日
明治元年七月十五日

(封紙之上書)

德川龜之助閣下之ミニニストル

淺野次郎八

服部綾雄 諸君

河野左門

ブリユネ書翰譯文

千八百六十八年第九月一日横濱にて

諸君の啓上仕候 德川龜之助閣下が私共の下賜候品々諸君より御送り被
下候處私儀シャノワソ氏不在中法蘭西教師之支配致し居候に付一同總代
として私共 閣下の御禮申上候扱今般之變動私共をして離別せしめ候後
と雖も猶賜物御贈賂有之懇篤之思召深く量取仕候是迄奉勤之廉に付御禮
謝之御詞感激之至に不堪且つ私共に取候は用濟歸國之節誇稱之種に御
座候今日私共之業之引續と廢止とを司る人に對して榮光有之候
貴國之國事如何相成候共若新政府私共是迄取結候條約を變替する事無之
候は、滯留可仕候然る時は御存知之通之持操續行可罷在候即ち引續き貴
國の武邊之趣旨而已ならず世道并に開化進歩之趣旨を相弘め可申候
法蘭西國が許多之船艦を以て群士官を送り日本諸州之人々之間に中保と
爲りて其ら敗亡を招くの紛争を鎮め且つ日本之双方に分れたる人と貴國
の信實友愛を漸々表すへき外國人と之中保を行ひ度是れ私共始終之志願
に御坐候

若し教師日本に滞留仕候は、假令政體は如何様之變有之候共必らす心得を變ずる事無御座候即ち日本人に諭して一和して強國と爲り歐羅巴人と之交際に依て裨益を得日を逐ふて其敬愛を受け權利を領せしめ度奉存候徳川龜之助閣下之命にて平岡、イビ、長田、伊東諸君を御差越相成候御書翰法蘭西ミニストル落手仕候尤御書翰は私自身に持参仕り候よりも却る私之弟子たる日本士官を介して相達し候方宜しと存じ日本士官にて私之弟子たる事を述へてミニストル、ウトレイ氏に差出申候
 ウトレイ氏銘肝之旨 徳川龜之助閣下は拜謝致し吳候様右士官に相託し申候且つウトレイ氏之表し候日本幸福祝願之詞和解言上之儀も右士官に相頼申候即ち右士官ウトレイ氏より承候趣は淳美なる貴國平和を挽回し貴國を衰弊する不和を連綿する事なく双方之智士速に開化之道に進むべき嚴正なる盟約を執行有之候様希望致候事に御座候
 教師共も右ミニストルと同様之趣旨に御座候諸君を被仰下候永く不相忘

之思召懇篤之至奉存候其回報として只右之趣意を申上候より無御座候乍憚私共親愛之印として忠實なる祝願之詞を奉じ候其大意を約言仕候得は日本平和に相成双方合して開化之導に同意し外國人と信實之交際有之度事に御座候
 我か恭敬親愛之誠を御嘉納可被成下候

日本在留法蘭西教師之當分支配役

ブリユネ

外一通シヤノワン之書翰は譯文添來候に付檢閲仕候處大意相違無御座候依る別段翻譯不仕候
 入江文郎謹誌

(卷末歐原文寫第七號參照)

二六 佛人「シヤノワン」書翰「河野左門等宛」
 一八六八年九月十六日
 明治元年七月十六日

余輩に結構なる御品々御惠贈被成下難有奉存候御暇乞として出府仕兼候
は残念之至りに御坐候
日本之北部亞細^ア側カラフト邊に永く旅行罷在適々歸港仕候□幸甚々々
是迄諸君御懇信に被成下候儀は誓^カ常に忘却不仕感佩罷在候儀を表し度
奉存候 謹言

千八百六十八年

九月二日

シヤノワン

河野 左門様

服部 綾雄様

淺野 次郎八様

(卷末歐原文寫第八號參照)

二七

佛人「サミ」書翰

川勝近江守宛
一八六九年八月二十六日
明治二年七月十九日

太田村に於て千八百六十九年八月廿六日

兵學校語學所生徒教育の儀に付足下の好意を以て余か雇入られん事を周
旋ありし時は月金なそには餘り用心せずして只日本政府の余か勉強盡力
を表し信用あらん事を希望せしなり扱即今余は政府の信用ありたりと思
ふか故に此後に至る迄も余の盡力勉強の撓ゆまさらん事を猶注意し居れ
り乍去此學校の爲且余か名分とを論すれば余と開成所教師との月金相違
も甚しからむ且他の日本人并佛人に對しても前條余と開成所教師の相違
に付如何にも余か學力至らざる故と思は、此甚不愉快の事なるか故何分
にも足下月金増方の事に付好意を仰のみ余是迄教頭の任に付ては十分尊
ひ甘んして滿せし事を乞ふ熟察せよ
余は足下の日本政府へ前件申立たる事を宜敷周旋ありたき事は余か足下
に對し意を表し希願ふのみ

足下余か尊敬を納受し玉はん事を

兵學校取締

川勝君

二八 佛人「ブーサー」兵學寮雇傭契約書

一八七〇年十一月三十日
明治三年閏十月八日

約定書

日本政府兵部省の代たる船越兵部權大丞とブーサー君との間に取極むること左の如し

第一條

ブーサー君千八百七十年十二月我明治三年より千八百七十三年十一月我明治六年十月まで三ケ年の間日本政府へ勤仕すへき事

第二條

日本政府よりブーサー君へ給料月々メキシコトル二百五十トルラル宛を

與ふへき事

第三條

ブーサー君日本政府へ勤仕中自分任する處の職務は總て日本兵學寮首長の差圖に従ふへき事

第四條

教授の仕方はヒュラン君へ任せし故他教師は同し法を追ふへき事

第五條

家財并支度入費として日本政府より四百トルラルを與ふへし尤右金一度相渡し候上は以後可申出事決して無之事

第六條

横濱より大坂假教師館へ到着迄の旅費并荷物運賃は日本政府にて可相渡事

第七條

兵部省よりブーセー君へ歐羅巴風習に従ひ清潔にして相當なる居室を與ふへし乍去右家は新規建造の事故出來する迄は假居室として日本風の家を與ふべき事

第八條

ブーセー君約定の年限中勉強し無滞勤終りし時は歸國入費として七百トルラルを與ふべき事

第九條

兵部省より此約定を破却するの意ある時はブーセー君より政府へ對し最大なる不満足之儀有之外右局より約定期限中の金高并歸國する入費を掃ふ事なり乍去ブーセー君右局へ對し甚しき不満足の事を生せし時は却る右破約をなし候上は破約後の給料は決して相拂不申候事

第十條

約定上并其他之事件に付難決儀有之節は双方所撰の裁判役によつて決斷

すべき事

第十一條

ブーセー君病氣によつて歸國する時は政府より路費を拂ふへし乍併自己の用事にて不勤又は歸國の時は月給路費等拂不申候事

但病氣にて七日以上不勤の節は日數に應し給料差引可申事

第十二條

外國人居留地を隔たる地に場所替する事有之節は衣食等の事に付不都合も可有之就るは其時に至り熟談之上給料を増へべき事

千八百七十年十一月三十日

我明治三庚午
閏十月八日

於東京決定調印す

船越兵部權大丞花押

P. Pausset (白墨)

追ふ月給増方之義は難相成に付三ヶ年勤終りし後千貳百トルラルを可相渡尤右年限未滿と雖も兵部省より約條破却致し候節は右金子條約通

り可相渡候得共ブーセー君方約條破却致し候節は右金一切不相渡候事

内廻し物

生麥事變并鹿兒島砲擊

一 島津三郎使者并鹿兒島藩留守居届書「幕府へ」文久二年八月

亥七月廿二日和泉守殿幸次郎を以御下付

書拔 去戌八月

島津三郎儀昨廿一日東海道生麥村通行之節先供近く外國人乗馬に而向を
參候處横合を浪人體之者三四人罷出外國人と何歟混雜及び候體に付三郎
供方之者引纏居候處右浪人體之者外國人一人を打果し其余之外國人は逃
去浪人體之者行衛相知れ不申三郎供方之者右所業および候儀には決して
無御座候此段形行之御届申上候以上

去戌八月廿二日

島津三郎使者

國分市十郎

島津三郎儀昨日御當地出立仕候段は御届申上候通に候然處神奈川宿手前にお異人共四人馬上にお行列内に乗込候に付手振等を以丁寧精々相示候得共不聞入無體に乗入候に付無是非先供之内足輕岡野新助と申者四人の切付候處直に異人共逃去候を右新助跡より追掛付夫形何方の差越候哉行衛相知不申候猶精々探索いたし尋得次第其節之時宜承届早速御届申上候得共先早々御届可申上旨程ヶ谷驛を申付越候に付此段申上候以上

松平修理太夫内

西 筑右衛門

八月廿二日

書拔

去戌八月

島津三郎義去る廿一日御當地出立仕候處中途神奈川手前におゐて異人共四人乗馬にお理不盡に行列内に乗込様子見請候に付先供足輕岡野新助と申者を手振等を以丁寧相示候得共不聞入候に付無據新助より切付候處右異人之内壹人は相果跡三人は逃去候に付跡より追掛付越夫形行衛相知候に付精々探索致し居候趣共申越候付先達にお御届申上置候通に候然る處右新助義行衛相知候は、其節之次第能相心得居候者兩三人呼戻巨細御届申上候様承知仕候付早速三郎旅中に申遣候處此節供頭山口彦五郎と申者立戻候付細々承届候處當人行衛不相知候付其節之事情具に難申上候得共新助儀當番にお用向有之跡は少々相後居候處前文之通異人共馬上にお無體に乗成候付走り上精々相制候様子に相見候得共聞入體無之無據切付候筋相見得然る處供方之者は勿論異人共にも大きに騒立暫時は別にお混雜いたし候付無餘

義先供之者共多人數刀拔放行列を相堅候付相制候處無間も相鎮り其外之義は駈と見留兼候段申立候付此節之始末新助に無相違いづれ之筋當人相尋得不申候は其節之事柄究る難申上御座候就るは此上猶精々致探索新助是非召捕候心得に御座候此段御届申上候以上

松平修理大夫内

八月晦日

西 筑右衛門

二 鹿兒島藩留守居用人等上申書

幕府へ
文久二年閏八月廿五日

亥八月七日周防守殿御下け

島津三郎下向之節於生麥供方足輕岡野新助英國人を切付其儘何方に歎立去候付外國人共より再應苦情申立候趣御座候由に島津登并私被召呼委細被仰渡候趣具に旅中の申遣候處猶又早速巨細手を付取調候得共何分今以行衛相知不申候併此者儀は何分孰れにも召捕差出候心得御座候間暫御

猶豫被下置候様奉願候右付は其餘携候者も可有之精々取調可差出且又右一件其場之次第相心得候者呼戻可差出旨被仰渡供頭山口彦五郎と申者差出町御奉行様に御尋有之候得共先行列内之儀付委敷様子は分兼候付先供之内に右次第相心得候者兩三人可差出旨御達有之尤右之趣御精細度々御沙汰承知仕其都度々々其筋役人共細々申合旅中の差遣候處前文申上候通精々取調候得共何分勇壯之若者共數百人有之行列に立障候付新助右通取計候事に假令尋當候共可差出筋無之行列に無禮相働候者は打果候古來より之國風仕來に候旨申立其場之様子混雜中故外に誰こそケ様と見留候者も素より無之先供之内より差出候迎も御請答難申上趣に夫共被差出候事は我々一同被差出度杯申張罷在騒立も可仕哉之形勢御座候得は此上取調之致様も無之候就るは於公邊御程宜外夷共被仰渡被下候も承伏不仕萬一國元の軍艦差向候様申出候は外に致方も無之事候間薩州に渡來仕候は

皇國之御威光不相汚穢精々穩に取扱應接致し候様可仕候間右之趣可然様被仰諭被下度段可申上旨三郎申付越候此段申上候以上

松平修理太夫内

閏八月廿五日

西 筑右衛門

用人

軍役奉行動

趣法掛

岩下佐次右衛門

供頭

京都留守居添役勤

吉井 中 介

目付役

高崎猪太郎

三 英國代理公使「ジョン・ニール」書翰「老中へ」

一八六三年四月六日
文久三年二月十九日

千八百六十三年第四月六日横濱に於て

外國事務宰相

水野和泉守

台下に呈す

板倉周防守

茲に名を記する不列顛女王殿下のチャルジダツフェール去年第九月十四日神奈川近傍の東海道に於て薩摩侯の臣下不列顛の臣民に施したる殺害及び暴行の爲め日本政府へ其取り始末を求むへしと命を受けたり此粗暴兇惡なる攻撃の様子は其時生き残りたるものも説話し余も亦會話の時屢々日本の執政官に告げられたれとも此事に付異論もなく此説を程克く緩にせんと欲する意もなく亦其説は全く無きことなりと拒むこともなし我女王殿下の政府此暴行件々を聞き書を以て其不平の意を述ること左の

如し此書は女王殿下の外國事務宰相より余に贈れるものなり

リチャルトソン君を兇暴に殺害したること及其同伴の二男子一婦人を同様に襲撃したる事に附ては女王殿下の政府に於て正大に不平を起したり○殺害人を直に吟味して相當の罰に處し且日本政府より尙を多くの償金を出さしめ之に由て其罪の輕重を表することは望む所なりしに外國事務執政より贈りたる公書に九月十六日と記したるに由りて遂に此望を失ひたり○其公書に云く三郎より外國事務執政附屬の士官に告けたる返答振は甚た不分明の事あるに由て尙を又一切の事情を悉しく吟味して之を足下(即ち余)まで報告すへしと是れ全く威權なき且つ遁いきる辭なり

兇暴なる殺害を爲したるとき同時に尙を多く殺害せんと企てたる事は日本執政官の意に於て決して疑はざるへし○政府たるもの自から其任を知りて事を施行することを得は其殺害人を追捕し吟味し罪科を命し

落着せしむるは政府の爲すへき處置なり

右は女王殿下の政府に於て注目する所なり而して殿下政府は日本に行はるゝ不規則なる政治の風習をよく熟考して余に命し台下の取次を以て日本政府より兇暴悪行の爲め十分なる満足を求めしむ
余命を蒙て此度の悪行の爲めに請求する満足の趣意は此考案の終に明了たるへし

先般余政府の命を以て口頭及び書翰にて公正に請求したり此事は最早十二月四日のことなり其請求の趣意は去年第七月二十六日女王殿下の使臣館に於て爲したる先度の悪行に就き日本執政官より其満足を求めんため償金一萬ポントステルリングを不列顛番兵二人の親屬の扶助金として拂はしめんとすることなり此二人の番兵は不列顛女王殿下の「チャルジダツフェール」即ち余か寢室の戸前に於て殺害に遇たるものなり

右の悪業を爲したる後今に至るまで已てに九ヶ月を経たり而して女王殿下の政府に満足せしむる爲に余より日本宰相に求めを告げしより方今四ヶ月に至れども未だ右の償は拒み給ひて之を出さず因りて右の悪業は猶ほ未だ和平せず○右の償金は今又更に力を竭して是非之を出さしめむと望む所なり

右二ヶ條の痛哭すへき悪業は英國の旗章に耻辱を與へ且つ禮節を知る人民を輕蔑し且つ惡むへき事件を盡く行ひたるに日本政府に於て少しも右の兇惡なる罪狀に相當したる満足すへき緊要の約束を絶えて出さざりし右の罪狀は衆人の目前に於て辱耻を與へ失禮を極めたるものにして英國女王殿下の政府に於て敵心なる大名并に其臣下を罰する威權の有無に係はらず大君の宰相は上に記せし如き始末にて此悪業一件に就き余に告知せしことを以て其癡鈍なること及び誤解せることとを辨別なきことを顯したり今此悪業に由て大君政府は十分なる満足を與ふへ

き爲めに引き出さるゝこと當然たり

償として出すへき金高の談判を爲すことに就き無益なる別事件を以て長き理解をなして之を延引し又は免れんとし及び當今此未だ和平せざる二難事をは日本政府の方に於て全く黙止することは余か懇親の忠告の建白を賤しめて台下の取り行ふ所の道なり日本宰相は惡しき評議を爲し右悪業一件に就きては勿論其外英國臣民の爲めに緊要なる事件に就きても總へて英國公使との引合に於ては少しも事を取り行ふことなく及び心を用いず不親切の處置を爲せり○此雪くへからざる處置御殿山は新たに營みたる英國使臣館を近來權謀ありと見ゆる火付に由て其極處に至れり

又他のヶ條を述べは女王殿下の政府は請求に同意し不列顛に切要なる事件を十分取行はんとすれば日本政府に於て設くる所の障礙を考慮し及び其障礙は此國に於て政事に甚だ難事あることより生ずることを考

察して大不列顛は約束を爲して大君殿下使節を以て告知せる望みに應し大坂及び其餘の開港延期を第一に許容したり其後に至りて他の條約を取結ひたる國々にても之れを承諾し而して合衆國政府は日本政府の方より或る事を同意すへき約束にてのみ之れを許したり然れとも大不列顛の政府に於ては少しも無理を言ひ掛けずして其延期を許したり大君の使節歸國したり而して右一條の商議に就き其差遣の目約を達せしことを日本政府に告げたり而して女王殿下に送れる日本使節は女王殿下の政府及び大不列顛の臣民の好意の待遇を請けしことに就き先日日本宰相より書翰を余に贈り大君の名にて述ふる所の謝辭を此程余か政府に申送り又余か行ひは斯の如く親切なるに日本宰相は此國に在留せる女王殿下の公使及び臣民に對し不實の取扱を爲し余か行ひとは相反して哀しむに堪ざる所の書記を余か政府に送れり然れとも余速に次件を日本政府に告げ且其所行より次件の事を撰ひ除

かれんことを乞ふ即ち日本政府は大君及び其大名の爲めの重切事に就て取扱ふことを怠り不信實なる事と不敬のことを以て容易に不列顛の國民を取扱ふことを説明せしめたり然るに日本と條約を取結へる諸國民は不列顛の長官及び臣民よりも多く惡意あることを日本の長官に與へたり

各等の不列顛臣民日本に住居し且開きたる港には數千の不列顛水夫等來りたる間日本人に對して格別の暴戻なきは實に思ひ及ふへからざる僥倖なり而して日本人よりは却て彼の方へ對して此暴戻をなしたり且彼等の人數は日本に在る他の外國人よりも甚多し

不列顛官吏此の如く周密に意を用るは其同國人をして親睦柔順なる行狀を爲さしめ此國の困難なる事勢に従て事を爲さんとする趣意なり日本に住せる不列顛臣民の明良なると柔和なるにて此の如き幸にして例もなき跡ありと雖も彼等は常に世界中に於て自國の如く強大なる國

は至少なることを忘れず且忘るゝこと能はず故又其臣民の受けたる兇悪なる暴行の代りに償ひを要し之れを得る爲めに必ず多くの商議を費さるへし又余こゝに附言す大不列顛臣民と日本との四年の交りにて日本人民は外國人を仇視し且偏固なる舊習より出る心底なく總て好和にして且つ親愛あること明白也○此國の官吏及び公に屬する等級の人は上執政及び大名より下役人(兩刀を帶せる日本人)に至る迄外國人に對して只惡むべき妬心を抱き不親切をなすのみなり此事は此國の和平の人民の大切と平安無事の身をして危難に陥らしむる者なり

和平及交易の事に於ては總て不折合の根源を除んと欲する真正の願よりして大君政府に關することには不列顛政府の和好柔順なる意と日本在留不列顛名代も之に一致せる行狀あるに關らす日本政府にては自ら粗惡なる評議を爲し十分の兇暴の爲め償金を出すを拒み且不列顛政府及國民に對し不親睦不信實より起り避け免る可らざる變を容易に

視做さんと試たると思はる

此未曾聞且惡しき作業を述るに由て余思ふに大君及び日本政府は大不列顛にて世界中遼遠終末の地に於てと雖も兇暴の代り償金を要する爲め其勢威あること、且其商議既に確定せるを未だ覺知し給はざるへし余今は日本政府より要し且決して此より引退くことなく又商議せし如く少しも變改せざる償金に附ては正大信實に述るを欲す且左件を殿下及び此國の高執政に告る爲め大君の權威ある臣たる台下に此事を促す公けに讎敵となり双方に布告して師を起すと假令此償金を無法に拒み或は之を遁れんと欲するとも相當なる請求をよく承諾する證として之を拂ふへしと云ふ不得止の處置を採用するとは大なる相違あり

此前用意の處置は今此の如く決定して請求する償金を日本政府にて出すを拒み或は之を遁れんと欲するとも必ず申譯の爲め出さしむる相當の償金たることを示すため設けたるものなれば之を出すとも損失もな

く又害もなかるへし然れとも若し頑固に之を拒むときは不得止全く別の仕方にて更に哀痛すへき事體に及ふへし
不列顛民人に施したる殺害及び殺害を企る攻撃に付き償金を求めること
は不列顛女王殿下の政府にて日本政府の難澁なる事情及其政治に困却
する所あるをよく勘考して取極たる所なり○然れとも災害を蒙りたる
もの及其親屬の爲め拂ふべき償金は今僅に数千たれとも若し此とき
に附日本政府にて不良の評議を爲さは粗暴且哭泣すへき兇行の爲め今
明白に求める償金を出さしめんとする公正の忠告盡く行はれざるに由り
大不列顛之か爲め不得止軍旅の用意を爲すへければ其軍費を拂ふ爲め
右数千の金高増加して數百萬となるへし
此事に關る議事官は不良の議を爲すとも大君の賢明なる執政官に於て
は大不列顛の願は日本との親睦及び貿易の交際を無事に保導せんとす
るに在ることを知り給はるへし○然れとも日本政府にて大不列顛は徒

に其威を落し其正直なる求を拒むを少しも肯せざることを知りて會議
すること最も緊要なり
然れとも此事に關る大君の執政官若し當然に勘考すへきことを盡く捨
置き唯時を延引せんとする術を施し之に由て双方少しも相敵する意な
きに日本をして一大國に對して讎敵とならしむることあらは此執政官
等は右に付き指起る哀痛すへき事件の重き責に當るへし
余此の如く余か任を終へ且以前報告したる説を以て盡く余か意を述へ
今又次の如く明白且決定したる請求を日本政府に告ぐへき旨命せられ
たることを謹て台下に報す

第一

此罪科の爲め十分にして盛大なる謝免を乞ふ書を出す事其故は條約
面に従ひ指支なき道を通行せる不列顛臣民を殺害せんと企て襲撃を
制せず捨て置きたればなり

第二

此罪科の爲め日本國其罰を受るとして十萬「ポントステルリング」を拂ふ事

此謝免を乞ふ書の仕方及び其體裁は余日本政府より命せられたる委任の人と共に商議決定すへし○金子償方の法も右同様にして決定すへし右の回答を爲すため日本政府は今日より二十日猶豫を免すへし但し今般報告したる請求を承諾するとも或は之を拒むとも此回答は確實明白なるを要す日本政府は返書を贈るため其政府に許したる二十日を經過せし後ち若し其返答右の償ひを拒み或は之を逃れんとし又は求むる所の償を確然と採用せざる時は其求を拒む返書を請取りし後二十四時の内に當港に在る水師提督大軍を以て其望ある償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すへし又た日本政府右二十日の内に十分なる返答をなさざる時に於ても同しく大軍を以て其望める償を得るに要用なりと思

ふ所の處置を施すへし

今より此事の處置は支那にある女王殿下の海軍總督たる水師提督の手中に歸すへし是已むことを得されはなり

余か方に於ては下件を日本の宰相に回想せしむるなり即ち第九月十四日にありし暴行の時に當て余其裁斷を法律に合する様に處置せられんことを日本の政府に任すことを甚た好みて余か考案をも與へたり此考案は其後ち女王殿下の政府に於て十分良好なりとして撰定せられたり然れとも其事によりて當今横濱に在る外國人甚た不平を抱けり

余は今も尙ほ次件を日本の政府に證す即ち余は請けし所の命令を十分施行すれとも無罪なる日本人の損害せられ或は死傷せらるゝを避けしむることを甚た強く好むに由て余か此説を水師提督に告知すへし然れと若し暴戻なる處置を施すことを必要なりとする時其暴戻なる處置を避くることを拒めは總て此説を施行すへきこと能はざるは當然たり

故に余信實を盡し以て次件を日本の宰相に告ぐることを余か務めとなれり即ち若し前以ての處置をなすことを必要なりとすれば此甚だ緊要なることを含める全事件たる前以ての處置を取行なふ間たに外國人の爲に開きたる諸港に住居せる不列顛人及び其所持の物件に對して日本の諸君長或は諸大名の家臣又は其他の人のなせる些少の難事或は無禮又は暴戻なることを以直に信實敵對をなすべきことに變し及び戰爭に及ぶへし而して其戰爭の大小長短及び其後起る所のこととは預め之れを前知すること能はずといへとも其全戰爭の輕重と申譯は日本政府と其政官とに懸るへし○不列顛政府の當今の求めは十分確定し且つ其なせし拒みより起れることいふへし

此故に余信實を以て日本政府に確然と求むる所のことを告げ及び若し其求めに十分満足せしめざる時は已むを得ず之れより生ずる所の罰を大君政府に告知説明し以て余か職務を施行したれば今又た他の處置を

台下に告ぐへし其處置は即ち女王殿下の政府の命に依りて已むを得ず暴戻を以て償金の緊要なる一部を得る爲めに用ゆへき處置なり而して其償金は九月十四日に薩摩公の家臣暴惡なる殺害をなせしに由て薩摩公に求むへき償金なり

日本の宰相は日本の政府に於て薩摩公の領内に在る惡黨を穿鑿し又は之れを召捕ゆること能はずといふことを書翰にて知らせ及び屢々余に告げ又は公然と他の條約濟の諸國のミニストル等に報知したり○此事は人を殺せし薩摩公の臣僕を何故相應の罪科に處せざるや更に其道理なし○此を以て不列顛の政府は右の如く大君の政府を碍くる所の諸難事を熟考して已むを得ず十分にして且満足すべきことを自ら直に薩摩公に求むへし

此故に一隊の海軍水師提督の命に由て薩摩公の領内の港に至り其地にて次件の事を求むへし即ち

第一、ヘール・リチャルドソンを殺害し及ひリチャルドソンに同伴せし貴女と諸君を殺さんと襲ひ懸りし諸人中の長立たる者等を速に捕へ吟味して女王殿下の海軍士官の一人或は數人の眼前にて其首を刎ぬへし

第二、殺されし者の親族及び其時竊に殺害せんと企し者の刀を免れし諸人に分與する爲めに二萬五千ポンドステルリングの償金を出さしむへし

若し薩摩公此の事を拒み又は此求めを直に施行することを延引し或は逃るゝことをなす時は水師提督直に彼れに對し今求むる所の償を得る爲めに相應と思ふ程の強劇なる處置を施すへし

余は大君の政府を甚た尊敬するを以て今薩摩公に對し施さんと欲する處の處置を報告するなり其故は薩摩公の臣僕其主人の父島津三郎の眼前にて少しも悪事をなさゝる不列顛の臣民に對してなしたる暴

戻にして惡むへき所行に由て今不列顛の政府已むを得すなす所の求めに速に應すへき様日本政府は日本の大切の爲めに薩摩公を諫むることを良好なりとすへしと思へり○是かために日本政府より高貴なる一官人を薩摩公の方に送りて薩摩公の頑固より生し又は惡き處置より生する所の事件を防くへし是れ薩摩公は此粗暴なる兇行の償を強求する英吉利國民の確然たる決定と勇威を恐らくは知らざるへければなり

余今更に台下に尊敬の證を表す

不列顛女王殿下のチャルジダツヘール

エヂユワルド・シント・ジョン・ニール手記

日本書記官

エル・ユースデン

四 鹿兒島藩主届書「幕府へ」 文久三年七月四日

亥八月二日周防守殿北角十兵衛を以御下け之趣に御目付方へ廻る即刻承付いたし本紙神奈川方に達す

松平修理大夫へ届

去月廿八日英船七艘城下海に渡來生麥一條に付公邊に御届申上且案内船迄も被遣候と之趣に種々申出候間是非曲直を爲致分解未應接不首尾中去二日手船蒸氣船三艘引出既出帆之形に見請候に付無據炮發爲致翌三日迄及掃攘即日城下許出帆拾里計之處に七艘之内一艘碇泊外六艘致出帆候全體攘夷之期限も相過候事候得共彌御決議未致承知に付此節迄は應接之上直曲を正し可申含之處彼を非法之働致し候に付無據前條之形行に相及候委曲長崎奉行に申達候此段早々及御届候以上

七月四日

松平修理大夫

五 英國艦隊鹿兒島砲擊記事

文久三年七月

貌利太泥亞女王殿下の軍艦エリヤリユス船の船中に於て鹿兒島にある日本役人との會合其他貌利太泥亞海軍彼地在津中の記事

一 第八月十二日朝六時薩摩の役人二三名水師提督の船中に來り何の故を以此海軍此地に來著せしや其時海軍鹿兒島を二三里隔りしに余等鹿兒島に往くや又は乘入へきや否を知らんと欲せり

一二三件他事を問ひ畢て右役人等陸に歸れり

一 同日朝九時半薩摩の他役人二三名船中に來れり右役人貌利太泥亞女王殿下のシャルセダフェールより薩摩侯に贈るへき英語蘭語日本語に認めたる書翰貳通落手せり其回答は明日十時迄に得ん事を欲する旨を同人等述たり

一 右役人尋問の趣意を盡せし後エースデン君同人等問けるは日本蒸氣船

江戸が此地に來著せしやとありければ右役人問ひ返しけるは何様の趣意ありて右蒸氣船此地に差越さるへきや是れ其許等に路を案内せん爲にや爰に於てエーステン君答て曰く軍艦は路案内を要せず然れども余等此地に來る趣意を土地の首長に告知せんため日本蒸氣船一隻前廣此地に差遣せんと御老中約せり其時右役人等相互に聞き江戸にある獸大君を想て再ひ之を欺くに心を盡せりと云へり

一同日晝後二時右役人之内一名前條書翰貳通に公回答を持來り水師提督より軍艦のため請求せし食料は給すへき旨を約せり

一同日晝後六時當朝來りし役人等再度船中に來り曰くコロチルニール英公使の書翰は當日十二時薩摩政府之を落手せり右回答は翌日十二時差送るへき筈なれとも右は重大之事件なれば家老薩摩政府或はミニストルにおゐてはコロチル井水師提督と陸上外國事務取扱のため別段設けたる家屋に於て會合せんことを望めり且コロチルニールは其士官幾

人にてても要用丈け携へ護卒も從る事差支なし

一右役人等曰く船々食料其外之品入用の時端舟を以て之を弁せんため毎船に端舟を遣し其近傍に繋ぎ置へし

一エーステン君曰く船中に高官の士二員あり家老みつから船中に來り會合する事能はさるや

一役人曰く家老來る事を得へきや又來るを欲するや余等之を知らず然れとも余等再度陸に到り之を問ひ今宵八時に返答すへし

一此時エーステン君件々をコロチルニールに報せしにコロチルニールは一事として上陸すへきの謂れなき旨を答たり

一此時役人等右返答にて大に失望し船中を立去りぬ其去るに當て日本語にて認たる一書を食器臺の上に殘し置けり其譯文左の如し

第一 東海道にての殺害は重大の事件にして紙上を以て之を議定し難し且余等水師提督并シャルセダツフェールと商議せんと欲する諸

事あるか故上陸ありて外國人會合に設けたる家屋に來らん事を請ふ
第二 薪水魚其他請求する物件のため毎軍艦に端舟二隻を附置へきの所存なり

第三 右は我國風にして我友情の一證なり

第四 此處置は争を避け不快の事起らざらんよふとの趣意に出れば其許等上陸せざる事余等か信する所なり其故は我國人甚だ强悍なれば何事か起るへきやを知らざるを以て也右は余等其許等に豫しめ報示する所なり

一同日夜九時半薩摩役人再度船中に来り曰く當日談せし諸件を家老に報せしに其答陸上に於て會合すへきは此國の習風にして陸上の外他處に於て之を爲すへからすとあり既に荷蘭人陸上におゐて會合せし事二回あり何の故を以て其許等其轍を踏まさるや各國其法律習風あり一旦に之を變すへからず會合すへき事あれば必ず陸上におゐて之をすへし

一 エーステン君曰く英國ミヌトルは書翰を贈り其回答を望めり曾て會合を欲する意を陳へし事なし加之高官の士賤官の士を訪問せん爲途に赴くは我習風にあらず余等は其許等を見ん爲め二百里の路程を來りたれば其許等余か方へ來訪するこそ當務の禮なり

一 役人等曰く余等は重大の事件に付其許等に縷々報告すへき事あり

一 エーステン君曰く其高官の士船中に來らば其許等のため都て便宜多く懸念少かるへし余等におゐては日本人を見る事常也然れとも此地の住民は外國人に馴たるにあらず

一 役人等曰く陸上は諸事安全にして余等におゐて懸念なし會合の家屋は上陸場を距ること僅に二三丁也若し其許等上陸せされは會合の期なかるへし

一 エースデン君曰く開港場に於ては高官の士はく我軍艦上に來り我高官の士を訪問せし事あり何の故を以て其轍を踏まさるや既に横濱に

おゐては其高官の士蒸氣商船上にすら到り之を買入し事あるに何の故を以て其許等水師提督の乗船に來訪せざるや是れ大面目也我水師提督は至高の士官なり

一役人等曰く荷蘭人は上陸し余等に謁せり何の故を以て其轍を踏まさるや

一ユーステン君曰く荷蘭人の上陸せしは其趣意全く異なる事あり兎に角此件に付多少の時を費すは無益なり若し其許等面陳すへき事あらは船中に來るへし

一役人等曰く其許等書翰の回答を明日十二時に得へし其答は口演か書面か其否を九時迄に報示すへし

一第八月十三日朝八時薩摩の役人船中に來り曰くコロチルニール書翰に答ふる返書は此夜迄認了せざる故二時迄に持來るへし

一エースデン君此役人に問て曰く何の故を以て兼約の食料を送らざるや

役人之に答て曰く江戸に在る人の其許等を欺むくものと余等を同様に考ふへからず假令余等は農夫たりとも常に約を守るの名あり食料は十時に送るへし其用意既に整ひあり

一午後第三時頃一個の高士官船中に來り此は大臣分のものにて役人四十人を從者として連來り此を各船へも連行ん事を懇望せり談判の後水師提督之を許諾せり

一右大臣分のものは自分口上を述さりしに連來りし役人の内壹人告げて曰く書簡を持來り然るに此書簡中に誤を見出せしゆへ必ず渡すへからず併し本船に至り右書簡を渡さゝる次第を弁すへしと跡より小舟を以て謂越せしと

一コロチルニール曰く見出せし誤は何等の事なるや

一大臣分曰く(代りて弁するものゝ述る所なり)書簡は封あるゆへ余等其誤を知らず余等か來りし旨意は約束の時限に書簡即ち我返書を渡さゝる

次第を述んが右書簡は持歸るへし且追て外に取直したるものを贈るへしと演舌すへき旨の報告を得たりと

一コロチルニール曰く何れの時に取直せし返書を此所に持來るへきや

一大臣分曰く余等右返書何れの時に調ふへきやを知らず尤余等片時も徒費するを欲せず故に退散すへし

一ロチチルニール曰く汝は約束の時限より既に二時間を過こせり

一大臣分曰く余等右延引する所を甚た氣の毒に思ひ之を詫んか爲に來れり今又事成らずして汝を迷惑せしむるに至るは痛心する處なり

一コロチルニール曰く汝謂ふへき事なくは余か謂ふ所を駁と聞くへし

一大臣分曰く余は直に立歸るへしとの命を受たり

一コロチルニール曰く汝は時を得ん爲に力を盡すなり既に汝は三度返書を渡すへき時刻を延引せり最初は今朝第十時に渡すへきを第十二時とし尙第二時とせり然るに汝は今猶之を過さんとす余等は汝に愚弄せら

るへきものにあらざる事を汝へ注意すへし

一大臣分曰く余等は之を委曲了解せり故に退散せんと欲す

一コロチルニール曰く汝余か謂ふ所の事を聞かば汝の政府の爲に便宜なるへし

一大臣分曰く余等は退散せんと欲す

一其後此士官従者を引連れ軍艦を立去たり然る上にて軍艦は碇を揚げ他の碇泊場を探索せり其故は薩摩の家臣不和を抱かしむる振舞をなし數ヶ所の臺場を開き連綿と人數を砦に備へ船々大砲の矢位を定め且船々の人數を揃ふるを以てなり

一食糧も送り越さしりしに今午後第二時頃壹艘の小舟各軍艦の方へ乗行き各船の大砲を算計し再び陸の方へ去れり

一同日夜更けて(凡第九時)右の士官等生麥殺害一條に付コロチルニールよりの公書に答ふる取直したる返書を渡せんか爲め水師提督の船へ來れ

り

- 一 右士官等船將の部屋に著座せし時コロチルニール曰く斯く深更に及び汝等の來訪は何故なるや全く思ひ寄らざる事なりと
- 一 役人等曰く余等國主の政府より回答を持參せり且今日汝に相違せし告知をなしたる事を弁解せん爲に來れり公書中の誤を取直さしめんか爲余等陸の方へ呼戻されしと謂しは全く書簡引渡し次第直に陸へ立戻るへしと謂越せし事の行違と見ゆるなり
- 一 コロチルニール曰く汝此公書を余に渡す以前余に告んと欲する事件ありや
- 一 役人等曰く何の告くべき事なし
- 一 コロチルニール曰く何故此に蘭譯か又は英譯を添へざるや陸に通辯官ある事余之を知れり
- 一 役人曰く余等之を添へざる次第を知らず

- 一 コロチルニール曰く余等方に於て之を翻譯せしむる方便あり併し余汝の政府に告ん事を乞ふ若し此回答充分ならざる時は余は之を既に爲せし請求に應ずるを拒むの意と見据へて夫に相當なる處置を爲すへし汝の國主事變を承知せし以來今既に十一ヶ月を経たり若しや汝の國主は受くべき請求の公けの告知を得さりし事ならん歟と余先達て大君政府へ謂立しに大君の執政余に誓て曰く右の事件に就て爲せし對話の寫は悉く彼に送れりと
- 一 役人等曰く余等は右等の事を一切しらす
- 一 コロチルニール曰く余は右の事件を成るへくは懇親に談決せんか爲め此所に來れり故に今猶不和の取扱を初めず然りと雖も此事は永く未決に置くへからず
- 一 役人等曰く余等今汝の謂し所の事は報告すへし
- 一 水師提督キユバル曰く此事の處置は永く延引すへからず鹿兒島は余か

四 下ケ札
五 下ケ札

勝手次第になるなり余は之を意の如くに爲し得へし一端不和を起せし
上は汝の市街損害を受くへし余又此地及び琉球島に於ての汝の貿易を
妨くへし

一コロチルニール曰く右等の事を爲すは余等の好む處にあらず併し余等
此の如き事を爲すの無據場合に至らば之特に汝等の過なるへし

一役人等曰く余等は等の事を悉く告知すへし

一水師提督キユバル曰く汝等記憶すへし余等は世界中最大國民の一にし
て自ら文明なりと思へる汝等か如き國民と出會する時は必ず殘酷なら
ざるものを見すかゝるものを交るには大に心を用ひすんはあらず

一役人等曰く余等右の事件を汝と談判する事能はずと雖も政府へは逐一
告知すへし

一コロチルニール曰く此上永く延引する事は忍に堪へざる所なり日本人
は退散するの支度をなす汝の政府余等か評議確定せし事を委細に解す

る様にと余汝の政府へ對し厚意を説述する處を能々承るへし

一役人等曰く余等右等の事は一切知らざるなり

一コロチルニール曰く然らば余汝に告くへし彼の殺害ありし時大君の政
府余に告げて曰く其人を薩摩國に於て捕ふる事は爲しかたし又其償も
得へからすと右殺害の時に當て横濱滞在の外國人は島津三郎并其從者
を捕押へんと欲せり併し此事行はれさりしは余相當の役人此事の裁斷
を爲すを可なりとしたればなり御老中は右事件を汝の國主に書送りし
旨にて汝の國主右殺害人を吟味のため江戸へ送越す迄は幾度も掛合催
促すへき趣を余に對へたり其頃余か政府より左に記載せし請求を爲す
き旨の命を得たり

第一 大君政府への請求之は既に皆済せり

第二 薩摩國主への請求其從者即ち殺害を爲せはなり

一大君は汝か國主の從者の罪科ゆへ殊の外困却せり一體島津三郎貌利太

- 尼亞臣民を害すへしと命せし事は大君の執政は固より知らざる處なり
- 一 役人等曰く右等の事は余等一切之を知らず
 - 一 コロネルニール曰く然し汝の國主へ之を告知せしめんか爲余之を汝に告んと欲するなり
 - 一 水師提督キュバル曰くコロネルニールは此事を汝等と懇親に處置せんと欲せり然りと雖も汝等之を明朝第十時迄に爲さゞれば其處置を余に譲るへし然る上は只一艘の小舟より外港内に在る事を許さゞる手筈に及ふへし(此時役人等は立去んとする色あり)
 - 一 コロネルニール曰く汝等の持來りし回答は既に爲せし請求に應ずる事を拒むの趣意なるか故余等承りたし汝は再ひ此船に來るの意ありや
 - 一 水師提督キュバル曰く余等は汝の再ひ談判の爲め明朝第十時前此船へ來らん事を望むなり尤其時は汝の小舟に白旗を翻し來るへし
 - 一 役人等曰く時宜に寄り余等明朝第十時前に人を差遣すへし

- 一 水師提督キュバル曰く其通りになすへし之余等の最望む處なり
- 一 コロネルニール曰く汝の使者及び小舟は汝の公書即ち告書の意味に拘らず聊も損害すへからず
- 一 其後此役人退去せり
- 一 第八月十四日朝九時比役人二人ユリアリユス船に來り前夕渡したる薩摩政府の回答の受取書を請ふために來れりと云へり且又既に請ひたる如く英公使薩摩の名代人等と陸に於て會合して口達せんと云へり
- 一 又島津三郎京都に在りし時一橋公および御老中二人三郎に命して各家臣の外國人即ちリチャルドソン名人を殺害せし一件に就ては少しも處置すへからずと云ひ玉へり其故は大君の政府自分此事件を處置すへければなりと云ひ玉へり是に由て既に回答書に述たる如く其命を奉せざるを得ず且つ東海道に於て殺害の始末は細密に御老中に申上げたれば御老中には能く是を承知し玉へり故に約束の如く此事件は全く江戸にて

處置されたりと思なりと云へり○日本法度に從へは彼の侯自ら此事件を處置するを得す又此請求を拒みし如く之に應し得す其故は諸事江戸政府の命を奉せざるを得されはなり又其役人今年の始以來此事件に就るは何事も江戸より申來らす是に由て英の軍船何等の故に鹿兒島に來りしや第一之を理解し得すと云へり

一其役人事を總て口達に爲んと望めり其故は事を書翰にて述るは甚た困難なればなりと云へり

一コロチルニール前條への回答を其役人に述へて之を其主人に述へ得るため其役人に書記せしめたり

一口上の報告は此國にては少しも益なし書翰にて報告せば日本役人等評議するなり昨夕送りたる書翰は足下只今此にて口上にて述る處とは全く他の事を載せたり○余か公書へ公けに回答したる書翰中に此國の法度に從へは島津三郎官道を旅行せる外國人に對して暴行を施すの理を

十分持りとあり英國臣民は此の如き事を許し得ざることを告ん爲に余等今此に來れり

一今口上にては大君の宰相此事件を處置すべしとミヤコにて薩摩侯又は其アゲントに請合たりと云へり然れとも大君の政府此事件を處置するの法方を施さゝりし○御老中此請求の事を薩摩侯に報告せしのみならず尙又余大君政府と此事件に付てなせし對話の趣も侯に告げたりと御老中コロチルニールに報告せり○甚た堪忍して久しく待ちし後余等英國政府の命を取行はん爲め此地に來れり○若大君政府無理あるか又は侯を欺きしならば如何様の騒動起るとも大君政府へ償を求むべし○大君は此事件を薩摩の國に於る取扱ふの威權なし然共此事を處置すへき命を侯に下したりと大君の宰相屢々英國チャルヂタツヘールに云へり○既に十一ヶ月過ぎたり依て今は英國政府自ら裁判を爲すへしと目論見たり而して之を爲ざるを得す尙又此の如き處置を施したる後採用し

得へき相談を爲ば此候宜く取扱ふへし○此地にて何事も爲し得すと云は惑ひなり其故は十一ヶ月待し後江戸にて何事も爲し得ること明らかなれはなり又此程五ヶ月已來此地に来るへき爲我等か目論見は大君政府既に承知せり且余等か横濱を出帆する前三日先きに大君政府は余等か出帆せんとする事を知れり○大君政府書翰にて余らか鹿兒島に到らざるを望むといへり然れ共此事件を處置すへき事は少しも記載せざりし其後直に一人の參政を以て英國チャルヂダツヘルに口達するに大君政府其蒸氣船一艘へ上等の役人一名を乗せ英國海軍と連行せしむる目論見なりと云へり此時は英國海軍鹿兒島に行ざるを望むとは云さりし英國海軍甚た徐々に進み行きけれとも大君の蒸氣船は決して見受さるなり

一 大君政府は今薩摩へ請求する處のものより四倍の償金を出して英人に施したる悪業を謝せり且つ又此悪業に對して詫狀を送れり○故に大君

政府薩摩へ爲したる請求を引受て取行ふの意あるにあらされは最早大君政府へは何も望む事なし余輩は今薩摩侯に關係せる命を奉し行ふへし候は今目前の事態を理解し之れを之れに相當すべく取扱ふへし

一 此役人等大君政府は實事を謂はぬと屢々いえり○余輩彼等に報告せしには女王殿下のチャルヂダツヘルは昨夕の返書を視て我等か相當なる請求に備るを拒めると思考するなり故に今より寸時を許さず若し水師提督最相當と思ふ時手荒き處置を施すならん又時は毎に甚だ大切なるか故に水師提督隨分陸に上り諸事を役人等に述るならん又若し其候採用すへき程の報告を尙また爲んと欲せは争鬭中たりとも小船に白旗を揚て其報告を爲し得る也此船には少しも手を下さるならん而して我等か方よりも同様の許しを望むならん此等の事を其候に申すへし

一 第八月十五日朝水師提督港内深く匿れ有し薩摩の蒸氣船三艘を取り押へて之を質と爲んと決意せり故に此三艘を奪ひ取れり此船中に乗組之

人には或は元繋り在し所より陸に揚げ或は此船を移し置きたる所より陸に返したり○若し薩摩にて我輩の請求に満るか若しくは大君政府の使者来て英公使等と共に採用し得へき程の穩便なる處置を爲せしならば此蒸氣船を返せしならん

九
札ヶ下

一此朝九時比薩摩の蒸氣船を英國軍艦の傍に碇泊せしめて陸よりの報告待ちたり然るに晝十二時比役人等陸上に在て恐らくは英軍艦蒸氣を發するには甚た長き時を要するならんと思ひ又今荒れ來る風波にて船の航行を妨ぐならんと計りて諸所乗り廻はりし水師提督の船に向て烈しく發砲せり○此時の間に軍艦盡く蒸氣の用意整ひて諸所臺場を打砲しなから蒸氣を發して其前を過行せり○市中諸所に火を發せり又一商館に燃へ附たり○琉球船五艘を焼きたり又三艘の蒸氣船は最初臺場より我方に向て發砲せし時直に焼きたり其故は此船を守る爲には英國軍艦を殘し置き得す且つ又此船を臺場を襲撃すると同様にせざるを得され

はなり

一軍艦は夕七時暴風吹き起る比碇泊せり此風終夜吹き續けり
一第八月十六日晝後二時半海軍退帆し港兩岸の諸臺場を打砲せり○遠町のきくカノン煩を以て市中未だ焼失せざる部に大ボムベン彈を投したり○諸臺場の砲手等直に逃去れり只高き岡に在る一挺のカノン煩のみ

十
札ヶ下

二三發打砲せり
一海軍の其目論見を取行て第八月二十四日横濱に歸著せり
一始終天氣非常に荒れたり水師提督十分要用あるの外船を久しく其地に置くは最も不便なりと思考せり
一此に鹿兒島灣の圖を添へたり其中に彼地にて起りし事件を記せり

十一
札ヶ下

日本在留書記官

エル・ユースデン書す

此方應接役四人初る乗船之時先つ彼方問掛候は太守并三郎在國なりや當時同行に霧島温泉入湯之由是を答ふ引續き公儀蒸氣船入津せしやと問會る入津不致と答此時夷人不審之顔色有之候に付押返し入津不致旨申聞候處漸信用致し大に腹立體に
一然らば幕府我を欺き出し扱したりと見へたり再び横濱に差越一論議に可及とユースデン申出候に付如何様然かならんと四人一笑致し候公儀を指る獸杯と罵り候儀は會る無之若し御不審に候は、唯今にもユースデンと對證可仕候此儀は小事に候得とも虚言を以國內を離間致し候虜情御心得にも可被成と辨解仕候

返書を渡す時刻之儀は上陸對談之往復に隙とり最初より書翰認方之用意不致置候間暫時猶豫致し候様其都度々々申分け納得之上及延刻候

廿九日午時約束之通西瓜南瓜鶏等之諸品を小船に積入本船并他船之差贈候處他船之儀は不受に付本船丈受用致し候

此方書付類を差出候節は目前に於ては不得讀候得共暫時を經候得は可讀得方便有之と申述其次乗船之時は前書之返事申答候且彼方差出候和文之書面全く日本人之手跡にて船中に於て認候様相見得候右旁を以和人乗組居候儀明白推知仕候

返簡中彼の請求を拒み候文面は一言も無之生麥一條は公邊御引受之事候に付萬端を得理義相當之處置に可及との趣意に御坐候處回答十分ならざる時は請求を拒むの意と可見据なと法外の暴言萬國に押出し候も左様之道理は有之間敷奉存候

下ヶ札六 夷人を致殺害候は供方之もの行列先に於る不慮に及乃傷候義御座候處
三郎を命せし杯是又虚言の一なり

下ヶ札七 當春京都二條御城に於る家老小松帶刀御呼出しにて一橋様周防守様和
泉守様御列席被仰聞候は生麥一條夷人掛合之儀に付るは向後公邊御引
受御處置可被成下候間國許を差構ふに不及との上諭奉承知候其以後横
濱表之風聞并に公邊英夷と御掛合之事共時々國許に爲相響儀も有之候
得共全く前諭を奉倚頼一統安心罷在候折柄御しらせも無之内夷船突至
致し候に付實以國內上下疑惑を抱き候次第御座候依之何分
公邊に不伺上候は決定難成との趣意を以返翰并口上を以申諭候

下ヶ札八 二條御城に上諭之子細返簡には不認置候得共都る其趣意相合謹筆致
し候尤書面の書載候は萬一夷人公邊を奉駁責の確證と可罷成歟と態

と口達を以申聞候

下ヶ札九 七月二日未明我蒸氣船三艘を夷船に取圍み水夫共を追拂ひ國旗を立
替本船かゝり場の奪去候右蒸氣船致格護候港は城下の四里夷船碇泊之
處は陸上の一里位相隔て蒸氣船は全く兵器を儲へす水夫少々乗組居候
處不意に致横奪其儘引つれ出船之體見受候に付臺場へ發砲に及候
次第御座候尤人家之什物を手を差入れ奪取質と可爲之理無之は必然に
る此義は先達於長崎内々魯西亞人等にも聞繕ひ候處英人之曲たる事
宇内公論之由申事に候勿論此方を最初不法之返答有之候歟又は手切之
返事に及候は、此場に至候も彼の口實可有之候得共前條申述候通義
理相當之往答相成談判未首尾ならざる内及窃奪候儀旁曲事明白と可申
候依之仰願くは政府之御本任を明事之始末彼是曲直之次第御判斷被成
下双方落合相付候様御所置被遊被下度此方に於ては理義當然にさへ候

は、決る確執仕へき儀は無御座候段再々申上候様修理大夫三郎を申付
越候

下ケ札^{十一}
翌三日四時夷船退帆櫻島之傍をこ島を十丁余陸上臺場を六七合之海中
致通行候に付右をこ島之臺場を手稠く打出し夷船七艘をも都而相應し
候陸上臺場も時々致打砲彼をも打掛候得共遠丁故互に稠く發砲不致候
諸臺場之砲手逃去一挺之煩貳三發杯とは尤虚言の極に御座候

下ケ札^{十一}
右ケ條之外事實取違ひ虚喝妄説所々相見候得共大體に致關係候事柄歟
或は其一端を擧て他を類推すへき儀追々弁解仕候間御推讀被下度奉存
候事

九月

吉井 中 介
重野 厚 之 丞

六 英公使館書記官「ユースデン」書翰

〔神奈川一八六三年九月十八日
奉行〕文久三年八月六日

亥八月六日神奈川奉行に出す

- 甲 甲 斐 守
- 甲 左 衛 門 尉
- 勘 七 郎
- 判 伊 豫 守
- 甲 攝 津 守
- 甲 肥 後 守
- 甲 貞 次 郎
- 甲 宮 田 千 吉
- 甲 河 田 貫 之 助
- 由 比 太 左 衛 門

千八百六十三年第九月十八日横濱

余謹て左件を報すコロチルニール鹿兒島にてありし始末の記書を
蘭文に翻譯せよと余に授けられとも極長文なれば少くも三四日を

經されは江戸に送る事能はず謹白

書記官

ユースデン手記

呈

神奈川鎮臺貴下

太田源三郎譯

山内六三郎校

七 外國奉行内申手續書

文久三年七月頃カ

薩州に差出候書付一覽仕候處いつれにも英并各國之ミニストル共は御談之上其曲直を御定被成候方可然哉凡之御手續順序を相立候入御覽申候

一薩州に差出候書付公儀之御取計を不相辨間違候廉有之候に付懸番

之通爲御直可然哉

一英國に薩州に出戦争之始末詳に爲御書出可然哉

是は彼國之もの共詞に出し通辯之間違に託候様無之ために御座候

一右書面差出候上に薩英いつれ之方曲に候哉之段御評議之上御決着

一右御決着之上金川在留之各國之ミニストル共并魯國ゼテラールに御尋有之可然

此事英之曲を知ら英に荷擔いたし候様之義申立之節は其節各國に敵に引受候姿に陥候間此御取計御勘辨之上次第に寄無之候も可然哉決兼申候

一右之廉々相辨候上に英と御應接と相成可申候
是は御老中方之御應接にも可相成か

一薩州の

公儀の英一同御船被差遣候節之義必英六ヶ敷可申立候其節御挨拶之義如何様と申義御應接に被臨候前々御定被置候も彼か申立次第に寄御變化可被成候義かと奉存候事

○

御手續之順序

- 一薩州の差出候書面間違之廉爲御取直之事
 - 一英國の書翰差出させ候事
 - 一書類参考之上曲直御決斷之事
 - 一各國ミニストル共の御尋之事
- 但此一條はいまた決定不仕候
- 一英之ミニストルを御應接之事
 - 一薩州の被遣候御軍艦之御挨拶向御辭柄之事

八 老中達書

〔外國奉行へ〕 文久三年七月十六日

亥七月十六日
河内守殿御渡

今般薩英之一件政府に御引請は逆も六ヶ敷御手はなれ之御所置可然右之通り御決着に候は、從今御所置振取調候様被命候事

九 鹿兒島藩届書

〔幕府へ〕 文久三年八月

亥八月六日周防守殿御内示本書迄に御同人の返上薩州の差出候書面 其節雅樂頭殿御列坐

乍恐口上手控

今度城下港の英夷艦侵入及戰爭候次第先日も御届申上候通談判未決中蒸氣舟奪取候義甚以不法千萬之所業殊に生麥一條に付るは幕府の既に妻子介抱料御渡にも相成候由且又薩州の軍艦差向け候節御諭相成候も不聞入重疊言語道斷之振舞に而此節之義は彼曲顯たる

義に候得は急々其曲分明に各國の御示し相成候は、彼等中隙を生し候かも難計若左様共成立候得は

日本を御爲御大幸と奉存候

一右通御示相成候は、英夷非を覆んか爲種々苦情申立候半其節は私共御應接之末席に被召加被下候は、一々分明に分解仕度奉存候何卒急速御示達被下度奉存候以上

八月

一〇 英國代理公使「ジョン・ニール」書翰

「老中」一八六三年九月廿四日
「文久三年八月十二日」

千八百六十三年九月二十四日横濱に於て

外國事務執政台下に呈す

余女王殿下の海軍と共に鹿兒島より歸著し直様同所に於て起りし一切の事件を大君殿下に報告せんため外國奉行二名に述べたり〇余か命せ

られたる請求に答ふる薩摩の第一等ミニストル「家老」より余か贈りし返書の寫も右奉行に附與せり

余今謹て起りし件々を書取台下に呈し台下の之を商議するの便宜に備ふ右書中にて薩摩侯に於ては何事も大君殿下の命を奉するにあらされは施しかたき旨を台下察考あるへし爰を以て余か薩摩侯に請求すへき旨を命せられ之を大君政府に報告せしに右請求に滿へきよふ政府より薩摩侯に命せざる事は推て知るへし

薩摩侯に於ては鹿兒島におゐて起りし事あると雖も此請求のいまた滿てざるを其儘に捨置かすして同侯の危難の絶へざる源とならざらんを欲せる由余近頃最も信すへき説にて傳聞せり〇故に大君政府の紹介は尤も願ふへき所なり然れとも大君政府はいつもの如く他の處置を爲さずして余か今贈る報告則政府に於ては既に一月來聞知せし事を問ひ索める而已なり〇故に余心を盡し大君政府の下件に意を注ぐよふ爲さ

るを得ず若し政府においていつもの如く黙して此事件を十分決断するの處置を施さざる時は余におゐて改めて水師提督に談し其海軍を卒ひ薩摩に行かしめ我が欲する所にあらずと雖も仇讐の所業に及はしめるの外他の法方なし尤大君政府再ひ此事件を十分處置するの期會を得んため暫く猶豫する所なり恐惶敬白

女王殿下シヤルセタツフェール

エドワルト・シント・ジョン・ニール手記

日本書記官

エル・ユースデン手記

一 英國代理公使「ジョン・ニール」書翰「老中一八六三年十月廿一日文久三年九月九日」

亥九月十二日差出す

第四十一號

千八百六十三年第十月廿一日横濱にて

外國事務宰相台下に呈す

今より廿八日前即ち九月二十四日余不列顛女王殿下の政府より薩摩侯に乞請求ことに付緊要の事件を公書に認め謹て台下に呈したり此請求は未だ満足せず且薩摩及其評議役人の取扱振に由り鹿兒島に於て施したる讐敵の處置も大君政府を尊敬する趣意に暫く止めたることとは大君政府に於て承知せる所なり是れ大君及其政府右薩摩に對して終始嚴酷に讐敵の處置を爲すことを避けんと欲れば之を避るを得しめんが爲めなり最初大君政府此事に付黙止して何事も爲さざりしを以て此即ち不列顛軍艦隊の鹿兒島に赴きし原因なり○右軍艦隊の出帆する前指かゝり大君政府使者を余に遣して政府より蒸氣船に高位の士官一名を乗込ませ不列顛軍艦隊と同行せしむべき積りなる由を告知したり然れども其差遣の目的を達するため蒸氣船も見へず又其使節も見へざ

りし

此故に今次件を台下に告るは余か職務なり即ち若し兩三日内に余台下より満足すへき報告を得ざれば不列顛女王殿下の政府より爲して最早差置くへからざる請求に承伏せしむる様薩摩侯に迫るための趣意にて再び同侯と直掛合を爲すことを大君政府は好み給ふと余は決定すべし

不列顛女王殿下のチャルシダツフェール

イシント・ジョン・ニール手記

追加 千八百六十三年第十月二十二日

此公書は台下の書簡を落手せざる前に認めたり貴簡中には台下薩摩侯より精細の報告を得ば此侯一條に就きての回答を爲んとあり此事何の意なるや余に於て解し難たし但し其意何にありとも余は大君政府をして此公書中に述たる事并に余が之れを取り行ふべき事に注意せしめざ

るを得ず

イシント・ジョン・ニール手記

エル・ユウス・デン譯

一二 鹿兒島藩重野厚之丞口上手扣〔幕府へ〕 文久三年九月十九日

巻表

極内

口上手扣

松平修理大夫内

重野厚之丞

乍恐口上手扣

私事先達英人國許に渡來初を應接に相掛り戦争後主命を稟御當地に罷越右應接之次第等逐一奉言上公邊御差圖を得再往夷人と接談を遂結局相付候様可取計主人方申付越候義は是迄細々奉口陳候次第御坐候然

川勝家文書

二百六十七

るに於御當地當分鎖港應接御吟味最中に右御應接之序國許事件も御談判可被成下其内相待候様との御沙汰奉承知今日迄差扣罷在候處米蘭兩國は一御應接被爲相濟候得共英佛は猶御延日之由然る處今般京師御急難に付三郎義も列藩示談之上國許萬事差措早々上京仕度既に去る十日國許發足之賦申越候就右私考仕候に三郎留守中萬一英船致舟來候は、誠に當惑之至尤一戰爭相初候上は唯今にても英寇有之節は快く決戦可仕國中一統振はまり罷在候義は勿論に候得共左候は三郎中途を引返候か假令上京仕候も掣肘願後之掛念有之候は公武の御爲十分盡力仕義も難相叶旁以不都合と奉存亦重疊恐多候得共鎖港御應接之有無に不拘國許事件而已此際英人の御引合せ被下三郎上京迄に大體折合相付候様被成下度義奉懇願候

一 近日英夷弊藩の船艦差向度段又々 公邊に奉伺候處御差留被仰出候由承知仕候右は畢竟聲言虛喝之術歟も難計候得共勿恃其不來事金言私共

臣子之心中旁懸念仕晝夜心配之程被遊 御垂照急速御談判被成下度伏
を奉希候

一 英人と應接取懸り候は、先此節戰爭之發端彼の蒸氣船を致横奪談判首尾ならざる内不法之致方爲有之義を致詰問候は、彼が生麥一條之非を糺し合手人并養育料之義に歸著可仕候其節 公邊双方之曲直を御裁判被成下各納得之上事穩便に相濟様候は、無此上都合御坐候并英夷之暴悍中々其場に至兼候節双方互に致確執是非曲直を相爭候は、又々争闘之基と相成當節柄自國一藩之患難のみならず終に 皇國之御大事に相及候は、以小故誤大謀之場合實以恐入義と奉存候間其場は 公邊一往御預り被下程能御所置被成下度奉懇願事御坐候箇様之御難題奉願上義自由勝手之次第恐縮之至奉存候得共 皇國之御大事と被思召政府之御本位を以時宜相當之御取計被成下候は、莫大之御洪恩如何様共報効可仕候猶其場之折合振委細之情曲は筆紙難演亦以口上鎖細に可奉陳候

一今般京師一變暴論過激之輩相除候折柄列藩會同猶又根本御卓立公武御合體之處周旋仕候は、尊攘至當之御大策可相行之形勢實以千載之一事に御座候間區々之小事は含忍仕大謀に就き候義專要と奉愚存候尤於國許修理大夫三郎が私に申付越候義專右之趣意に申出府之上、公邊に相伺臨機之所置可致段委任を稟居候間思召之程無御腹臆被、仰聞不日に結局相附候様偏に奉希候

一前條國事一條急速折合付兼候は、先此際英船國許に不差越様屹度被仰達彼が證書に申も差出候様御取計被下度奉希候尤右等之振合一應接仕候は、見當相付可申候間何分早日應接罷懸り候様御差圖返々も奉願上候事

亥九月十九日

一三 德川慶喜書翰「板倉勝靜へ」 文久三年九月二十日

愈御勇健欣賀之至に候楮昨夜は御書面被下具に致承知候則返却御落手可被下候右之義は昨日歸宅後も段々勘考致候處此節御談判に御取掛相成候は御不都合至極候得共此儘被捨置候は如何にも政府之政府たる所以を御失し被成候義と存候殊に右之曲直は何れ御糺不被遊候は不相成義ゆへ斷然と早々御取掛可然と存候書面之末々程能云々と認有之候右は、公邊御價金被遣候様にと之深意と相考候得共薩が遣候は、兎も角も、公邊が被遣候筋合は決而無之義と存候然る上は鎖港も同様斷然御決心に申早々御取掛に相成様存候此段御報旁申進度如此候不一

九月廿日

中納言

周防守殿

一四 外國奉行内申書「老中へ」 文久三年九月廿一日

亥九月廿一日周防守殿へ上 扣

一生麥殺傷一條外國人三人馬上通行之處壹人は切殺二人は深手に付犯人も三人以上に相違も有之間敷殊に見受人申立も多人數にて及殺傷候趣に相聞候處先供某一人之所業と申立候儀偽に候間此談判應對振之事

一二條御城に生麥一條は公邊御引受之趣被仰渡候趣は薩の英人の申聞既其段双方の申立義有之候間英人の右之義申出右様御引受も有之候儀に候は、當春以來何故右御談判無之と申聞候節御答振之事

一大名往來之節行列を妨候者切捨候と之儀從來御國法之處條約に不書載は政府之罪に付右は江戸重職薩重臣と立合之上英人の談判可及と之儀薩の英の遣し候書面に相見候間此ヶ條英人の申出候節御取扱振之事

一英人薩に於彼軍艦を引寄候一條乗組人は陸の上其外英國之船に於送遣候趣等英人筆記之中に相見素の暴力を以奪取候とは聊品違可申歟殊に薩州の相廻請求之趣承知不致節は水師提督存寄次第之所業可及と之趣も兼る書翰を以申立且鹿兒島港おゐて英の薩の遣し候書面にも二十四

時之間に満足可致返事無之候得は充分満足するに至迄兵を以逼迫いたし可申と有之候間右一條も容易之事に於は屈服いたす間敷萬一承服不致節は直に御手別れと相成可申事

一英人船を奪ひ候儀御談相成候節右一條は薩の相廻請求一條の相生候儀に於抑末事之間違に有之生麥一條は既に一ケ年も相立于今落着無之儀に付彼國王の命を受候請求一條相濟候上に於奪船一條談判可及旨申立候節御答振之事

一薩船を引寄候は彼之暴と申候は、右一條に付一應之引合も無之發砲いたし候は如何と申候節御答振之事

一此上月を限り候も犯人穿鑿可致と之儀被仰談候とも既是迄御穿鑿に壹ケ年を費し于今召捕等無之儀に付此上之延期承知いたす間敷之事

一右延期は此方望之通彼方おゐて承引いたし候に付其期にいたり猶犯人召捕方不行届候は、其節は彼方望み通之儀彼是なく御承引有之度旨申

出候節御答振之事

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side]

文久三年攘夷并下關砲撃

一五 島津三郎上申書〔朝廷へ〕 文久三年三月十七日
書拔

當三月

今般私儀奉蒙

御内命上京仕輩下之形勢詳に觀察仕候處
皇國之御危急旦夕に迫り候趣顯然相見候に付愚魯之身を不顧
公武之御重職方は存慮十分獻言仕候得共迎も御採用相成候御模様は無
之慷慨歎息之外無之候就るは無用之者長々滯京仕候るは却る
公武之御爲不相成讒口紛々と沸騰仕終には於御目前騒亂を生し候は案

中と奉存候且攘夷御決議之上は國許之儀三面之成岸寸地も醜膚に掠奪不被致候様防戦之用意嚴重不申付候は御國威を奉貶候場に相當り別々恐入奉存候間不得止事明日發足仕候急速之儀御疑も可有之候得共右申上候外所存無之候間是等之趣不惡御聞取被成下度伏る相願候以上

三月十七日

嶋津三郎

一六 鹿兒島藩上申書「朝廷へ」 文久三年三月

此度攘夷拒絶之嚴令承知仕候に付夷船一艘に而も領内之致碇泊候は不
及應接速に加誅伐候心得に御座候且依時宜候は夷賊爲征伐軍艦差遣
候義も可有之候間右之趣兼る御聞置被下候様可申上置旨申付此段申上
候以上

松平修理太夫内

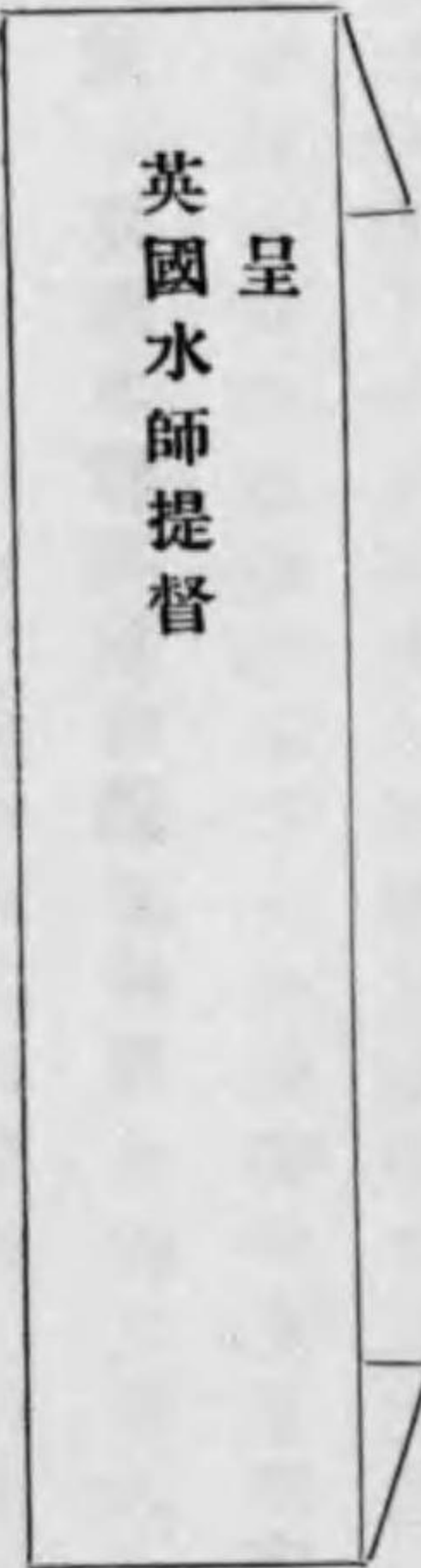
三月

本田彌右衛門

一七 攘夷期限奏聞并布告書

文久三年四月

卷表



呈 英國水師提督

攘夷期限之事來五月十日無相違拒絶決定仕候間及
奏聞候猶列藩にも布告可致候事

四月廿日

家 茂

文久三亥年四月廿三日坊城家御渡相成候外夷拒絶之期限來五月十
日御決定相成候間益軍政相調醜夷掃攘可有之被 仰出候事

川勝家文書

二百七十七

○編者十元號文治
元藩八年元號文治
長和文に下關月
寸に和文に出書關
中へ掲げたるに
過すへに掲げたる
掲げたるに
之を幸に
ら之を幸に

四月

亥四月廿一日夜傳奏坊城家御渡相成候攘夷之儀五月十日可及拒絕
段御達相成候間右之心得を以自國海岸防禦筋彌以嚴重相備襲來候は
掃攘致し候様可被致候

右之趣萬石以上以下之面々の不洩様可相觸候
四月

右之通 京地水野和泉守殿申來る

宍 戸 刑 馬花押

一八 山口藩留守居上申書〔幕府へ〕 文久三年六月五日

附外國掛大小目付評議上申書

亥六月十一日和泉守殿御直御下即刻返上

控

和泉守

松平大膳太夫家來

魯佛英和米葡字之國々和親交易拒絕申渡之儀
公方様 御留守中と申殊に和蘭も同様之御所置に相成候儀は御主意柄
難相分付右之御主意此度尾張大納言様御上京御伺相成候間夫迄之所は
是迄之通り穩便に相心得候様御内達之趣大膳大夫於國許奉承知候然る
處先般五月十日之期限拒絕申渡し御達被 仰出候付は是迄大膳大夫領海
來航候夷蠻は打攘之沙汰嚴重申付既當月十日同廿三日同廿六日長門國
豊浦郡赤間關港内通航之異國船及掃攘彼よりも及手向大砲等打放候段
其度々御届申上候通最早兵端相開き候參懸付今更此度御内達之通り穩
便之取計と申筋には難相成候に付是迄之參懸を以打攘仕候外致方無御
坐候間其心得に罷居候旁之趣御斟酌可然御聞置可被下候此段申上置候
様大膳大夫より申付越候に付申上候已上

松平大膳太夫内

村田次郎三郎

六月五日

下札
書面之趣一覽勘辨仕候處今般攘夷被仰出五月十日可及拒絕之段御達
相成居候得共領海通航之外國船戰爭に及置今更穩便之取計方難出來
旨申上候得共最前被仰渡候趣不容易次第御觸達相成候儀に了解難
致廉は逐一相伺可申筈殊に於横濱攘夷談判中に未御手切と不相成
候處猥に兵端を開候は御國辱を引起し候に相當不可然候間篤と皇
國情態を相論し可及拒絕若強承伏不致おいては打拂相成候事に付
右御決定之上は海岸襲來之船有之候は、打拂可申兼御達成居候
得共御手切前一時碇泊船打拂候は麤忽之取計以之外之事に候間一體
之情態家來御呼出し心得方御尋之上相當之御答被 仰付右子細有之
儘横濱在留ミニストル等外國奉行を以御引合相成可然奉存候私共

一統評議仕此段申上候

亥六月

外國懸

大目付

御目付

一九 山口藩への幕府達案

文久三年六七月頃

松平大膳大夫の達候書取

夷國拒絕之儀に付内達之處最早兵端相開候に付穩便之取計難相成旨被
申聞候得共最前拒絕之儀に付相達候節了解難致廉も候は、逐一相伺可
申筈之處其儀無之殊に横濱表におゐて談判中に未^{有之}御手切と不相成
候處猥に兵端を開候は御國辱を引起し候に相當以之外に付彌手切れ
に相成候節は早速相達可申其節は無二念打拂可申候間夫迄之處彼より
襲來不申内は粗忽之所行不致様可心得旨松平大膳大夫家來呼出可達事

七月、日河内守殿草稿之儘に御下
下け長州家老の御渡可相成御達書

攘夷之儀は不容易事に付御全國之人心一定不致候内妄動いたし候は
御國辱にも可相成筋に付先達而内達候旨も有之候處最早兵端相開候上
は穩便之取計難致趣申立其節相達置候趣も有之候得とも猶今度京師に
被^{命カ}仰立候御旨も有之一體拒絶之儀は
勅名に候得共策略は素より御委任相成候事故此上應接之形勢に寄り彌
打拂可申段は改可相達候間航海之異船狼りに發砲等不致様家來末々
の嚴重可申付候事

二〇 山口藩家老書翰小倉藩家老へ 文久三年六月二十日

御札致拜見候
大膳大夫様益 御機嫌能被成御座奉恐悅候將又各様愈御堅固可被成御

勤珍重存候然は於赤間關每度及砲戰候處其御領内におゐて外夷共不費
來内は御打拂に不被及との御評議に有之且當月十二日於大坂表板倉周
防守様御差圖之趣も有之候付此方に於るも打拂は見合候義と被成御
考候旨爲御乞合被仰下候御紙面之趣致承知候處

幕府に於るも兼々
竊慮御遵奉之思召に被爲在候由に承及此方に開兵端候付は
勅諭を以
竊感不斜之

御旨被 仰下誠以冥加至極之仕合に付彌奮勵不仕候は
朝廷に奉對候而忠節不相立加之
幕府にも信義を失ひ候様之至奉恐入候義且又其御許様にも別紙寫之通
從

朝廷御沙汰被爲在候由承及候旁向後も夷船渡來候得は直に及射擊候之

段勿論之事と存候右爲御答如是御座候恐惶謹言

六月廿日

浦 初 負
福 原 越 後 元 襄 判
宍 戸 備 前 親 基 判

尙々去十四日宮城彦助の書中を以得其意趣被及御斷候由に候得共
皇國御安危境外夷を引請及合戰候義に付事機に臨候は不得止之處
置不致候は難相叶場合も可有之に付此上可及御懸合候間左様御承
知可被下候以上

小宮四郎左衛門様

小笠原内匠様

原 三左衛門様

二 小倉藩留守居上申書〔幕府へ〕 文久三年七月四日

○編者云此
書二十號内
文第一

小笠原大膳大夫家來差出候書付 貳通
和泉守殿御下け直に貳通共返上

去る朔日申上置候松平大膳大夫様御家來内藤文三郎外兩人領内田浦の
罷越同浦止宿之儀申募追々人數相増都合拾三人押而止宿いたし候役々
之者同浦の相詰種々及談判候得共不致承引空敷相運候内先月廿四日朝
右人數之内七人下之關の渡海晝時分凡七八拾人程罷越大炮壹挺小銃五
拾挺程遣越同浦の差置追々三百人程も罷越可申由旅宿之儀懸合越候に
付只管相附候處同浦人家の亂入土足之儘座付候族も有之右體不法之振
舞御坐候共此方は穩便に懸合仕候處先達中申聞候通り領内供用い
たし可然場所の大炮据付異船夾撃いたし度尤異船渡來之節差掛り人數
差越大炮運送いたし候も間に合不申兼而仕構置度今日多人數罷越候
上は早速爲試發炮致し候段申聞候此儀は兼而領内の觸置候合圖に紛敷
候に付強而相斷種々申宥候得共承引不仕大炮二三聲相發申候就右而は
向後異船乘通り候得は夾撃可仕は勿論右様之蒙輕蔑候は難忍無餘儀

士分之法則を以相對し候外無御坐左候得は
公邊御手障相成候儀とも勘考仕候乍併理非分別無之族に付如何押移可
申哉難量甚心配仕候旨申越候且又此間大膳大夫様御重役中の重役共
申進候返書差越候間則寫し相添此段各様迄申上置候以上

小笠原大膳大夫家來

七月四日

二 木 榮 輔

二二 小倉藩主上申書

〔幕府へ〕 文久三年七月晦日

亥八月廿日周防守殿御下け同日御同人の返上

乍恐以書取尙又奉申上候先達を弊臣河野四郎太八木三郎右衛門差出し
委曲長州之模様奉申上候處早々被達

上聞被下置難有奉存候右に付御目付助御使番牧野左近村上求馬九州筋
見分之姿に去る十五日品川出船に相成弊臣も乗組被仰付候由難有御

處置に御座候右之段申越候飛脚は廿四日到來仕候右着船而已相待罷在
候處廿三日私領邊崎の蒸氣船相見へ候由に於長州相圖の大砲數聲仕
候に付於私領亦も早々人數用意仕置追々聞合等爲仕候處全日の丸御印
建居候由萬一御役人御差下し相成候御船に亦も可有之哉と推察仕候翌
廿四日早天又々砲發之聲甚敷早々門司田之浦大里邊之注進御座候處案
外千萬之事に於右御船の長州勢田浦大久保と申處の砲發仕候由夫の下
之關之方の乘行候處長州臺場所々の砲發仕候由以之外之事驚入候次第
に御坐候乍去右御船哉何れ之船哉其段之實否相分不申候に付船方組爲
聞合差出候得共番船附置寄附不申候に付空敷罷り候由然る處廿七日に
至り色々風聞御坐候に付大里邊の尙爲聞合之者差出し候内御徒士目付
御小人目付急に城下の着仕追附御目付介御使番着仕候由申聞候に付夫
々手當等仕候及日暮着仕候に付翌廿八日城内に相招早々面會仕候
公儀之御處置御手前様方之思召委曲兩人を相伺右程迄御賢察被成下候

段難有徹心魂御書附類も夫々拜讀仕候然る處兩人を承り候得は言語同
 斷之事共に淡州通船之節は大久保の數聲砲發御船帆柱之間越候玉も
 御坐候由於長州何れを承合候由夫を御船下の關に乘込候處又々砲發追
 々ケベル筒又は拔身等には御船の乗移無法之處業而已仕候由依之弊臣
 兩人御役人方へ申上候には全兩人之者を爲御乗組被下候段承知仕かゝ
 る及大變候段重々奉恐入候に付最早國之爲遠行仕度段申出候に付御役
 人色々御申論被下候由然る處追々及切迫二十七日曉天遠行仕候由夫を
 御役人別船に乘移候義出來仕候様相成候に付別船に大里の渡船仕候
 由其外長州之形勢如是切迫に相成居候とは案外之至種々巨細に承知仕
 候得は言語同斷之處置振と深奉恐入候御書附を以御下知被成下候田浦
 の渡居候者共何分只今手指仕候得は夫を名と致し及兵亂候は眼前之事
 と推察仕候其上乍恐
 關東の御違勅之名目を申立候様可仕義と奉恐入候依之先方之動靜監察

仕候迄先見合罷在候何れ不日に御使番兩人歸府此模様委曲可申上由何
 分切迫之次第御賢察被成下宜敷
 御上聞被成下此上早々御趣意御附不被下候は弊家之存亡は兎も角も
 天下之御一大事と相成可申と奉存候御使番之監察も同意に御坐候右之
 段宜敷御評決可被下候
 筑前中津にも御下知被下難有奉存候早々兩家より使者も差越取代し仕
 候藝州へも御下知被下難有海上之事故使者取代し未着不仕候
 右等之趣御賢慮を以宜敷御談判奉願候恐惶
 小笠原大膳大夫

七月晦日

忠

幹花押

酒井雅樂頭様

松平豊前守様

水野和泉守様

板倉周防守様

井上河内守様

尊下

尙以本文之趣御憐察可被下候御目付助御使番牧野左近村上求馬御時
合恐入罷在候尤至極氣之毒千萬之至何卒歸府之上格別之御慈悲之御
沙汰御坐候様仕度私之奉歎願候以上

○

前書同封之内同時御下け前同断返上

一昨廿九日以急便得御意候通此度御役人様方御乗込

公儀御軍艦に對し長州理不盡之振舞は畢竟

公邊と當方とを讐敵と存込候處右通御役人様方之御用先を相支へ珍
事出來候様と之仕懸其心底は申迄も無之明に相顯候得共御用先一大事
之事柄に付彼是之被成御所置漸御渡海之上御用辨は有之候得共深御恐

縮之御模様相見御歸府之上は屹度御勘考被爲在候御様子且

公邊にても右御用先御故障有之廉を以御身柄に相障り候様之御手振に

御坐候之は則長州之術中に落入候次第に付何卒御歸府之上

公邊も御自身も爲何御所置御了簡も無之御平穩に御運相成候は、

即長州之計略も破候譯に付前断之意味合篇と御勘考被下御用番様は、

委細被仰上必御不都合無之彼方術中に不落入候之様御取計之義肝要之

御事御坐候何も御都合宜御取計可被成と存候以上

八月朔日

名

宛

二三 幕府達「諸有司へ」文久三年八月朔日

亥八月朔日於御用部屋一橋中納言
殿被仰渡候雅樂頭殿周防守殿出座

今日於 御前 御沙汰之趣は外夷拒絕之義 京師に被爲 對何分其儘

川勝家文書

二百九十一

難被差置に付神奈川鎖港之義は御決定被爲 在候右に付兵端を閉可申も難計に付御軍備御整之上に右談判取懸候積り尤御軍備御充實と申は程合も相懸り目當も無之候間御備向之義早々御取懸可也にも相整候へは直に談判取懸候義に候間右之趣一同相心得罷在候様被仰渡候

前同時
周防守殿方被仰渡候

只今御談之趣實に六ヶ敷事に有之候へ共無御餘義次第に付鎖港之處眼目を据右談判何之義一同得と評議之上可申上旨被仰聞候

二四 武家傳奏傳達書「京都守護職へ」文久三年八月四日

亥八月十九日御下之趣に御目付の差越御勘定奉行竹内下野守の差遣す

別紙早々關東の通達可有之候
仍申入候事

松平肥前守にも心得申達有之候事

八月四日

會津中將殿

定功
雅典

○
去五月十日蠻夷拒絕期限決定雖有之横濱箱館之兩港通商未止之趣如何に被

思召候速破約攘斥可有之候且長崎港拒絕之儀從朝廷被

仰渡候得共一同早々布告可有之御沙汰候事

八月

二五 武家傳奏傳達書

文久三年八月十三日

長門守殿より差越候寫

爲今度攘夷 御祈願大和國

行幸

神武帝 山陵

春日社等 御拜暫

御逗留御親征軍議被爲

在其上

神宮 行幸事

右之通被 仰出候仍爲御心得申入候以上

八月十三日

野宮宰相中將
飛鳥井中納言

稻葉長門守殿

二六 巴里約定

一八六四年六月廿日
元治元年五月十七日

○佛國に於る爲取替候約書御廢止に相成候書左之通

佛蘭西日本兩國間に定めたる箇條

佛蘭西皇帝殿下と

日本大君殿下と互の信義を表して兩國和親の交誼を厚くし又貿易を盛ん
ならしめん事を希望し文久二年即西洋千八百六十二年以來兩政府の間に生せし難澁を
互に一致し格別の法にて所置すへき事を決定し

佛蘭西皇帝殿下の外國事務ミニストル兼セケレタリドワンデロイスと

日本大君殿下の使節池田筑後守河津伊豆守河田相模守と正しく上件の旨

を以て左之箇條を決定せり

第一條

文久三年五月即西洋千八百六十三年七月佛蘭西皇帝殿下之軍艦ケウシヤングに對し長門

國於て發砲せる敵對の所置を改むるため

日本大君殿下ニ使節江戸に歸著するの後三月にして

佛蘭西皇帝殿下のミニストルに償金としてメキシコドル拾四萬枚を

渡すへし但其内拾萬枚は政府を出し四萬枚は長門の領主より出すへし

第二條

日本政府は又

日本大君殿下ニ使節歸國之後三月之内に佛蘭西ニ船下の關を通行するに
方今ある所の障礙を除き常に此通路をして自在ならしめんがため時宜に
應しては威力を用ひ又佛蘭西海軍隊の指揮官と共に所置する事もあるへ
し

第三條

兩國政府にて左件を決定せり則佛蘭西と日本との貿易をして盛ならしめ
ん爲めに安政五年九月三日即西洋千八百五十八年十月九日江戸において結ひたる條約の行

はるゝ間は先般

大君殿下ニ政府外國貿易ニため許せし減税法を佛蘭西產物或は佛蘭西船
輸入品利益ニため保存すへし

故に此條約の存する間は日本運上所にて製茶梱包に用ゆへき鉛葉ソルデ
ールスルはんたる類、蕙籐油具、青黛ギブス石炭類、鍋釜小籠を無税になし酒類
白砂糖、鐵、ブリッキ、器械、織麻、時計、袖表并鎖、硝子細工、藥種は五分税とし鏡、陶
器、衣服の飾、香具、石礮、武器、小刀類、書物、紙、繪は六分税を取るへし

第四條

右ニ決議は安政五年九月三日即西洋千八百五十八年十月九日佛蘭西と日本と結ひたる條約
を全くするの箇條として

兩國君主の調印におよはす施行すへし

此を以て上に記せる全權の人に此決議を本紙二通に認め名を記し印を押
し巴里府於て爲取替もの也

文久四年五月十七日

横文 名 歟

日本全權委任使節

池田 筑後 守花押

河津 伊豆 守花押

河田 相模 守花押

二七 老中水野忠精書翰「佛公使へ」 元治元年七月廿四日

和泉守殿飛騨守を以て七月廿四日幸次郎を以て御下け即日定役同心
乗切に多神奈川表柴田日向守旅宿の遣し即日同人方佛公使の渡す

佛蘭西全權ミニストル

エキセルレンシー

レラン・ロセス

手入之通直り廿四日の日付に多廿七日に定役
同心に多神奈川の遣榮助方カシユンの渡す

貴國八月附之書翰を以此度我國使節其都府におゐて爲取替約書條中第一條洋銀拾四萬枚渡し方同第二條貴國軍艦元帥と力を合せ長州之所置を施すへきは幾日を期し候哉との段被申越とも其許には我國在留せらるゝ故能國內之事情を了解し即今紛擾之景況は詳悉いたし居らるへく我等におゐて早く其紛亂を治め和親條約之永續を謀り深く心を勞し鎮靜之手段を盡し既に此度使節を送りて神奈川港を鎖すへく思ひしに豈測らんや今其求は成らずして意外之約書を爲取替使節一行之もの歸著せり扱其約書を行ふ時は國內一層之危難を増し合國之人民塗炭に陥るは顯然に多如此約書を承允するは譬へは其身と我家居を焼くに似て求る災害を招く之理なれば其許にも兼而彼是配慮せらるゝ國亂眼前に起るへきは必定なり一體此度之使節は如此重事を裁斷すへき權なく假令其權有之とも右様之約書爲取替右約を踐む時は其許にもまた我等にも兼々注意する兩國和親永續之計は遂げかたきに到るへし尤右約書には

貴國ミニストルを調印せし事なれば輕からざる事に思ふといへとも前
 文述る如き無據事情あるにより其まゝ請取置かたく依て其書を其許に
 渡す間我國事情を其本國政府に縷々申通せらるゝ様所望なり約書返却
 いたすは敬禮之意を失ふにあらず不得止之真情より出る所にて此約之
 諾否は實に治亂之分るゝ所なる事は其許にも判然承知之事と思へは兼
 亦外國奉行をして申入し事情熟慮ありて可然取計有之度依之約書を留
 置時は兩國和親之破れに到るにより無余儀返却いたすに付本國政府に
 差贈られ右巨細之始末は備さに申述らるゝ様所頼候拜具謹言

元治元年七月廿四日

水野 和 泉 守 花 押

二八 山口藩主毛利敬親書翰

〔英佛米蘭提督等へ〕 元治元年八月三日

昨年來奉

朝命幕令に隨ひ於下關外國船に及砲撃候處豈計從幕府暴發之名を以受讒

責却

朝命に違却する之姿に相成居候折柄先般家來兩人歸便を以告諭之趣も有
 之に付猶又

朝旨窺定度長門守及發程候處到着中京師變動差起り中途に罷歸其意を不
 得果遺憾之事候此上は下關通航差障無之様可致候委細松島剛藏伊藤春輔
 差越候付御承知可有之候以上

元治元年

日本防長國主

八月三日

書判

二九 山口藩主毛利敬親書翰

〔英佛米蘭提督等へ〕 元治元年八月九日

呈

合衆國提督

昨年來

朝命幕令に随ひ於下關外國船を及砲撃候處豈圖暴發之名を蒙り違背
 朝命にする姿と相成候折柄家來兩人歸便を以告諭之趣有之候に付
 朝旨伺定度長門守及發馬之處未著中京師變動差起り不得已中途を歸國不
 得果其意候過候三日貴國軍艦姫島へ來著之由に付下關通航候は障無之段
 可及應接と家來兩人に書翰持參申付候得共御出帆後に付尙又於下關可及
 應接之處時刻大移終戰爭に至り遺憾之至りに付素々宿怨は無之數萬之國
 民を苦しめ候義不本意之事に付和議を冀之外無他事候此義宜敷御酌量被
 下度委細は家老毛利出雲其外可申述候以上

元治元年

松平大膳大夫花押

八月九日

印

三〇 山口藩主毛利敬親書翰「英佛米蘭提督等へ」元治元年八月
 此度父子及面接度候處當節京都之事件に付慎居候間不能其儀候追ふ可致

面會候

八月

松平大膳大夫書列

印

三一 下關媾和條約

元治元年八月十四日

- 一 今日を以後總て外船馬關通行之節は懇切に取扱を加ふへし
- 一 石炭食物薪水其外船中入用之品物賣渡すへし
- 一 馬關は海灣風濤よき處故もし風波之難に逢ひし時は無障上陸すへし
- 一 新規に臺場を調るは勿論古き臺場を繕ひ并大砲置間敷事
- 一 馬關町を始外國船に向ひ砲發せしによりて此度可及燒失之處燒さる故
 其價金を出す事其外に軍之雜費を出す之ニケ條は江戸於て四ヶ國欽差
 より決定するの處承知いたす事

右は此度合戦を止むへき迄に取結ふ條約にして日本政府と外國と後來長

州之事に付取捌へき事に不拘事

元治元年

松平大膳太夫花押

八月

印

三二 下關上陸規約

元治元年八月

- 一 馬關市中歩行之義は東阿彌陀寺町關門を限り西は伊崎關門を限り候事
 - 一 稻荷町裏町は歩行致す間敷事
 - 一 一夜中上陸致す間敷事
 - 一 道崎其外番所等にて不法の儀致す間敷候事
 - 一 於寺社神器佛具等取扱候儀致間敷候事
- 右之廉々其節に申聞候事も不相用候は、取押其船々の御引渡可被下候事

三三 山口藩士北條新左衛門書翰

英佛米蘭提督等へ 元治元年八月十八日

和議相調ひ候に付横濱在留之各國欽差大臣に挨拶且つ外國之事情をも承知致し度に付家老一人士官兩人差越申候間何卒軍艦之便りを以て馬關より横濱迄連れ届け罷下度候商賣船には横濱到着之節江戸役人検査として乗込候間彼是嫌疑も有之候猶又横濱滯留中も軍艦に留置被下度候江戸役人に相知れ候は禍害も難計候歸路は商船にも馬關迄相届被下候得は宜敷候願くは大坂に不立寄直様横濱の出帆之船に頼度候右之段宜敷御聞届被下候様願申候以上

八月十八日

北條新左衛門

水師提督様

三四 英佛公使蘭總領事應接要領

元治元年八月

于八月廿一日上る

英佛蘭ミニストル

川勝家文書

一御國之當月三日私共軍艦長州表に相廻り同五日船隊を整下之關に乘入船配いたし置翌六日晝第一時頃陸地砲臺より發砲いたし候に付私共方も打砲および同日第五時迄互に亂發いたし猶八日には私共方も砲臺に向打砲いたし臺場不殘打碎き尙上陸いたし大砲八拾挺分取有之右品は土民に爲持運本船に積込且陣屋をも打毀軍卒は追散申候

一其内長州之方に白旗を建降參之意を表し候に付暫く手を引扣罷在候處領主家老兩人本船に差越是迄外國船舶に對し發砲いたし候儀は大膳太夫一己之所存に無之

勅命台命を奉し候儀に大膳太夫おゐて素々外國人を惡み候所存毛頭無之則右

勅命台命之寫をも水師提督に差出し猶右寫書面私共手許に差越し一覽いたし是迄長州粗暴之所行其依る起る主意初る明了に相分申候

本文

勅命台命之趣に申立候書面之儀縷々辨解および候處事情判然相分候様子に御座候

一右寫書面之儀は暫く差置一體初發御條約爲取替之砌も政府に有は條約爲取替被成候御專斷之權無之京師之御免許を不被爲受候は御決着難被成旨毎々被仰聞候趣も有之然る處京師においては專當港閉鎖之御趣意御座候由に承り居候得は第一京師に有鎖港之御見込を思召不被爲替候は鎖港之儀御差止に相成申間敷何事も公武御合體に無之候は御不都合而已相生し可申候間決る永續不仕候間以來とも虛偽は更に御差止著實一偏を以萬事御取計有之度右は何れにも京師と御一致に相成申候半は難行届と奉存候依は長州は鎖港攘夷之首唱に有且御國諸藩中有名之強國に有之候處前に申上候通り暫時間之接戦に有速に屈伏降參いたし候段攘夷家之氣先忽相挫け且各國威力之程判然相分候時に有鎖港之議論を御差止被成候好機會に有之乍恐御當家御創業以來御

歴代連綿御繁榮被爲在候御儀に御座候得は時は再度難得ものに御座候
間此度之好機會に乘し格別御奮發被遊領港は難被遊段京師の御奏 聞
有之前申上候通り何卒公武御合體御武威御更張相成候御所置を奉願度
尤京師御奏 聞被遊兼候御場合も御座候は、私共一同上京致し政府に
代り前書之意味懇々申上公武御合體相成候様可仕と一同評決仕候左も
無之候は條約面は遂に御廢絶に至り候は必定に付何れも右之通決心
罷在候

一 政府に於金川鎖港之思召斷然御治定に御座候は、長州と條約を結ひ下
之關を開港場にいたし候手段を施し可申左も無之候得は右に替り候程
之御扱を受申度奉存候

一 近日之内各ミニストル一同江府於る御老中方の御逢相願其節迄に左之
二件御評決を被爲盡御決答相願度候

第一 下之關海岸を御料に被成候事

第二 瀬戸通り之内に於一港御開相成候事

右之御決答駈と伺度奉存候且長州表の相廻り候軍艦呼戻し方之儀此程
中々縷々御談有之候に付上陸いたし居候軍卒は不殘歸船爲致水師提督
も呼戻し軍艦も半は以上引返させ其餘は長州之押へとして番船同様沖
手に碇泊爲致置申候前書御逢は何れ水師提督當港歸著之上同人一同出
府之心得に御座候其節之御決答振により右番船引上げ候積御座候

元治元年六月
長州藩士等頃日出願有之趣に候得共携兵器出張之由甚不穩候元來於長州は殊勤
王之志情深厚之處右様之次第甚齟齬候間天龍寺其外は罷出候輩各早々
令歸國福原越後義小人数に伏見表に滞在出願之義は穩に經其筋可申
出重之
御沙汰謹慎に相待候様可有説得旨御沙汰候事
六月

元治禁門の變

三五 朝廷御沙汰書

元治元年六月

長州藩士等頃日出願有之趣に候得共携兵器出張之由甚不穩候元來於長州は殊勤
王之志情深厚之處右様之次第甚齟齬候間天龍寺其外は罷出候輩各早々
令歸國福原越後義小人数に伏見表に滞在出願之義は穩に經其筋可申
出重之
御沙汰謹慎に相待候様可有説得旨御沙汰候事
六月

三六 山口藩家老福原元佃歎願書

朝廷へ

元治元年
七月朔日

私義出府懸京師藩邸用向有之滯伏仕候處發足後令出國候諸有志共歎願之趣有之山崎邊罷登私天龍寺罷在御指揮奉仰居候に付早速厚く加鎮靜罷在候段は追々御届仕置候次第に御坐候就おは右歎願之趣得と詮議仕候處實以無余義存込全宰相父子蒙御不審居候主從私情に堪兼候而已おは無御坐三條殿姓父子共多年爲

皇國苦慮身家を不顧盡力仕候攘夷之御國是曖昧廢墜不仕戊午年來普天之下匹夫匹婦迄も奉感戴候

宸斷前後齟齬不被爲在様との至誠微衷は朝廷奉始列藩迄も從彼輩差出之歎願之條理明晰私議不奉陳候共御照鑒可被爲在儀に御坐候然る處私義此度出府仕候は他用に無御坐宰相父子於關東癸丑年間掃夷之大義建白仕候より引續

竊慮遵奉衆心率勵之義乍微力も竭其誠追々採用之廉も有之大樹公上洛攘夷之期限列藩布告迄に相成候處何料去秋に至り如何之御譯柄に候哉多年

之誠節却お今日之幽冤に相變最早於父子も盡力之道相壅悲歎之余りには候へ共於關東も浪士蜂起等類に不穩義有之由遙に承仕實に傍觀□默に難堪區々之建言尙々盡寸衷度との存意即山崎表罷在候者共より歎願仕候趣と同意同事に御坐候私儀途中存外之義に出會鎮靜之義御請合申上候に付おは一步之進退も鄙心に不任迎も此後出府仕候様には不相成に付幸一橋中納言殿始關東役向之方々滯京に候得は父子申付候用向并山崎罷在候者共歎願之筋一同取東周旋盡力鎮靜方彌行届候様仕度奉存候依おは先達お以來藩中之者入京被差留置殊に私義滯伏以來傳承仕候得は稻荷竹田兩街道其外劔戟甲冑之御固被仰付京邸往復之飛脚すら通行難相成候様子是以如何之御指揮被爲在候哉は不奉窺候へ共天下糾紛之際寛洪涵容に不被爲在候おは乍憚御處置御六ヶ敷可相成に付何卒右鎮靜御用相濟候迄おも宜敷私義一途之者入京被差免歎願之筋等御手近く御取糺被仰付候得は上下之情實容易融通

廟堂之御苦慮旦夕に奉安候様仕度奉願候々様之義私式申出候は不憚
天威次第に御坐候得共差向之義國元申越父子御願仕らせ候隙無御坐候
得は不惡御宥免被成下前斷之趣速に御聞届被仰付候様此段可然御執奏被
仰付候様乍恐奉歎願候

松平大膳太夫内

福原越後

三七 稻葉正邦書翰「老中へ」 元治元年七月二日

御親披

一輪拜啓仕候甚暑之節御坐候得共先以

公方様益御機嫌能被遊御座恐悦奉存候次に各様彌御安健被爲在御奉職恭
賀之至奉存候然は當方長藩人多人數上京嵯峨天龍寺に相籠り其餘伏見并
八幡山崎等夫々要嶮之場に屯集武器大小砲相備專防禦之支度致宰相父子
入京御免之義相願候趣は先便にも申上猶又一昨廿九日石野式部に申含下
坂爲仕候間同人も御承知可被遊候義と奉存候然處今日伏見表福原越後
の差出候書面に於は中々宰相父子之上京願候計に無之何れ終には昨年八
月以前之様子に挽回致詰りは乍恐討
幕之 勅命をも強請可仕奸計無疑事と奉存候其上次第に彼方人數も相増
例之諸國脱藩も餘程馳加り當時三ヶ所に於は二千餘も可有之と奉存候右
に付去る廿九日中納言殿御參
内之上委細之義被 仰上候而 御所を御説得之別紙御書付出候に付則今
晩にも大小御目付一人宛并守護所司私家來をも差添伏見之越後方に出張
篇と引拂之義説得爲仕其上不相用候は、最早御届申上置に於追討に取懸

り可申と評議一決仕候別紙之通人數割も仕候得共何分御無人之上京□坂
人數も纒に十分御守護全備にも到兼誠に其段は心配仕候得共近國之大
名を相待居候は彼方勢増長仕候に付不得止右之場に相成申候扱彌戰爭
に及候は、精力相及候丈け盡死力を指揮仕候得共勝敗は難計其上引續宰
相父子之内上京も仕候は、余程之大事と奉存候萬一惣敗北に相成候上は
乍恐速に

御落被遊長州表迄も御親征被遊候方今之策略有之間敷奉存候右等は余
り見越候義には御坐候へ共如何にも時勢眞之切迫に相成只今にも出陣仕
候は、生還之所存は無御坐候間前以此段申上置候吳々も前文之次第可然
被 仰上候様伏奉希候先は右一條而已申上度如此御坐候恐々頓首

七月二日夜

美濃守

和泉守様

河内守様

備前守様

猶々大暑之砌折角御加養專一に奉存候誠に當方此節之形勢筆紙に難盡
事に御坐候列藩堂上を初町人百姓迄も何と無長州を褒候者多候故萬一
之節は如何様不測之變可生も難計と心配仕候中納言様にも大に御奮發
御指揮に御坐候私も十日計以前々晝夜心勞四五日以前々中暑其上風邪
に不難義罷在候得共押不罷出候處昨今兩日は無據引保養仕候明日は押
不も出勤可仕と奉存候紛冗申上様も無之大亂筆之段御察讀之程奉希候

三八 京都風聞書

元治元年七月

瀧川播磨守

小栗下總守

昨朔日夜四ツ時分乘馬にて帶刀人壹人二條通西之方々罷越河原町長湯
屋敷に這入候よし

一 今二日曉七ツ半時分帶刀人五人連に右屋敷を罷出河原町北の二條通を西の嵯峨天龍寺に罷越候よし

右之通相聞候に付此段申上候以上

七月二日

- 昨夕より圓明寺村に屯罷在候小田原人數不殘引拂朱雀口四ツ塚の郡山御固めに差替相成此郡山人數は今朝を追々向日町の御固出張致し候
- 一 奥海印寺村の長藩宮田半四郎と申者罷越同所寂照院淨土寺貳ヶ寺借受候由且當村に難澁人有之候を施行致し遣し候間名前可書出旨申聞候に付三拾人計も名前村役人共を書出候由金原村地藏院も借受相成候由
- 一 圓明寺村氏神小倉明神之社内も借受殊に寄候得は山中の木を伐らし吳候様神主の頼届候由
- 一 昨夜川向ひ八幡山之方に大火相見候由に山崎之長藩俄に鎧兜火繩に火を付大騒動致し相構居候由

右之通相聞候に付此段申上候以上

下ケ札 此大火相見候は此節在々に虫送りと唱藁杯積提燈し候事凡毎夜之義に付全は右火氣にも相見候哉之由

風説

- 一 下嵯峨村米安を一日白米三合つゝ先日以来仕送り候處只今人數相加候故其外に手元にも日々つき足し大抵四石余り炊候趣
- 一 白羽二重に緋にも菊之紋所の旗相立天龍寺に入込候若武者全中山侍從殿に候と之風説外に今一方堂上方にも可有之哉之人體有之候由
- 一 隨從之諸藩士天龍陣中之扱方凡る客分之様子其中大和様と申唱候一隊在之天ノ川諸浪士之群も可有之哉
- 一 諸藩士各脊中に御印を付士分は箱已下毛綿にも姓名名乗を記し其小旗之肩に土佐は土之一字備前はどの一字凡國々之一字を記す
- 一 諸藩士之扱凡る脱藩人之振合にも御坐候由夫故十余大名之名は有之候

得共諸家之紋所在之幕等は更に無之候風聞に於播州姫路藩も加居候由

一大筒貳拾挺余

一馬拾七八疋程有之候得共馬入七八拾計取建に注文に於當時貳十計出來有之由

一土州周州備前肥後八代筑前之脱藩士其外に大和長州防州徳山と十組に相成居候由

一天龍寺方丈を本陣に致し外に塔頭十ヶ寺に陣取罷在候由

一裏山七老亭に伏勢罷在候由

一山本村在家壹ヶ所借受人數罷在候由

一廿八日山崎に於る内間混亂有之天龍寺人數之内貳十人計爲治方能越候由

一先月廿八日夜四ツ時過百人計人數相加候尤山崎街道を入込候事

一下嵯峨に於下廻り人足小遣ひ體之者を五拾人計雇入れ陣々の配當雇賃

一晝夜壹分貳朱之由然處廿九日人入之肝煎相替り一日飲食之外壹貫文に於差入候由

一天龍寺借用に付寺僧の申諭候には御寺借用之上は火之用心は不及申萬端殿敷申付置候處世上之風聞に於は會藩の怨を報せんか爲め歎願を名として上京之由取沙汰有之候趣以之外之義方今天下之形勢日月地に落宗社顛らんとする時に當り宰相父子不肖なりといへ共一身一家之亂を相謀り己之怨を報するは宰相父子之深く所恥近年幕府政を失し諸侯相背き萬民憂苦し外夷虚を窺ひ深く

宸襟を惱候に付宰相父子日夜憂苦し同志之諸藩を結ひ今日之幕命を請攘夷を遂萬民を救ひ

宸襟を安しめん事は父子之神に誓ひ志願する處に於會藩之如きは頓著せる處之事に非ず乍併怨なきにはあらず報すべきの時もあるへし當今之急務私之事を計に暇あらず付は相従ひ候諸藩士にも殿敷其義を申

論し本陣が下知無之候中聊も狼藉妄發は爲致不申若背に於るは急度軍法を以相正し申候在山内に於るも此意を得と相心得可申様申渡候由右々通乍不取留相聞候儘此段申上候以上

七月朔日

三九 京都長州勢討伐并警衛の配備

元治元年七月

○討手備配事

天龍寺

真田信濃守

青山因幡守

松平隱岐守

松平筑前守

應援

諸家大砲一挺つゝ

伏見

井伊掃部頭

戸田采女正

有馬遠江守

小笠原大膳太夫

右井伊半備小笠原不殘追討可致事

八幡

松平伯耆守

松平美濃守

細川越中守

松平土佐守

松平越前守

戸田有馬は芝居を踏み込後詰備へし

著致候は、

山崎

松平甲斐守

右八幡山崎は敵兵押置天龍寺伏見戦争を聞ば敵兵定る出へし其節奇兵を以討へし

著致候は、

淀加勢

酒井若狹守

當地

長邸固

加州

朱雀

大久保加賀守

敵之應援をたち切落武者を討取へし

洞ヶ峠

松平豊前守

加勢

加藤左京太夫

老之坂之固にゑ押

穴太

織田山城守

勢田橋井
領分を堅固にすへし

九鬼大隅守

二條御城

本多主膳正

諸司代

御定番

地役之面々

四〇 山口藩主毛利慶親上申書〔朝廷へ〕 元治元年八月八日

去月十八日之夜私家來脱走之者共諸浪士に相加り

關下迄に罷出及騷擾候趣不奉憚

朝廷次第に付先達る一應御届申上置候處右一件は脱走之者共爲鎮靜國

司信濃差登其折柄益田右衛門介福原越後も罷出居に付申談鎮靜可仕筈
 之處都而脱走之者に被誘私并同氏長門守宿志を取違奉己之了簡之以書
 附は一も相認不差出終に及騷擾候段甚以不届至極不謂儀に付右三人之
 者共末家毛利淡路守は先預置候此餘如何可申付哉御差圖奉伺候於父子
 不存儀とは乍申兼示方不行届之儀に御座候付幾重も奉恐入候依之父子
 共於國許慎罷在候間何分御沙汰被仰付可被下候以上

八月八日

長門宰相

佛國關係

四一 佛公使「レオン・ロツシユ」書翰案カ

元治元年

佛國方差出候下案

過日同役を以る申入れし通御老中方一人登京之上外國交際之事情を委細
 奉

奏聞右大事件之義を甲々取極候様と奉願候段同役は實に今般外國之一條
 に付京都之姿宜敷と來諭有之候

皇帝は或大名之暴逆の企に依てキョーイ仕既に
 皇帝と大君と同意になり有之候すては天下難治と推察仕候間今般
 權現様の外國交際を禁止せし掟を改め返さんか爲最早
 大君共に早き談判を仕候と雖も當節の形勢のため右の一ヶ條は未だ深く

致しがたきと申立候雖然方今
大君銳卒を卒ひ早々京都へ上洛され盡く所置いたし候間其許安心いた
したくと思ひ候元より此方に於ても右之談判は貴國と我國との間の交際
に大係にと承知いたし候得は心を盡し候而兩方の望の通り談判相届した
いと望候

四二 勘定奉行小栗忠順等伺書 慶應元年八月

丑八月七日飛騨守殿を伊豫守に御直渡
翌八日一覽致御同人に返上 伊豫守

一覽仕候

八月六日

有馬阿波守

小笠原刑部

組合商法之儀に付御内慮奉伺候書付

御勘定奉行

同 吟味役

此程御用にも上野介横濱表の出張之節佛蘭西公使より組合商法相立候
は、自分密商等之弊も薄く御取締も相立双方國益も不少加之右之商法
相立候得は方今居留各國人之内身元薄之者は追々退去仕巨商而已在留
仕候様相成隨而運上所取向を始め波戸場改方等に至迄手數も相減目今
之如く多人數役々等被差置候にも不及様成行可申趣申立候に付尙評議
仕候處歐羅巴各國何れも強國之分は右商法相立居候哉に承知仕且は内
實政府にも輸出品之懸引も自由に出來可申趣に付左候得は當分横濱之
様子にもは何分御取締も不宜既に蠶卵紙之如く最前運上所にも取扱品
遂に外品物同様勝手之賣買と相成候も其原因は奸商より醸し候事故此
上何様督責仕候も十分之御取締相立候見据も無之旁右組合商法取立
候は、可然哉と奉存候尤右之趣御採用之義にも候は、御沙汰次第其段
ロセスより佛蘭西外國事務執政に委曲申遣候間私共よりも兼而御頼相

成居候同國フロリヘラルトに右之趣書翰に申遣吳候様申聞候に付其
通り取計候方可然哉奉存候に付右仕法大略別紙に認取此段御内慮奉伺
候以上

丑八月

松平備中守

小栗上野介

増田作右衛門

星野録三郎

組合商法大略書

譬へは我國巨商五六人佛國巨商五六人にあ交易組合を立双方規則書
爲取替我國商人壹人パリスに居留佛人壹人横濱に在留にあ時々双方

之相場飛脚船を以通し合利益可有之諸品彼我商人組合之者にあ出金
之上買入彼國に遣し四ヶ月後に仕切相立損益とも平等に割合佛國よ
り差越候品も同様に割合候趣尤巨細之義は猶取調之上談可仕趣に御
坐候以上

雜

一 陸軍奉行並願書

元治元年正月

陸軍所おゐて洋書并舶來之器械等御買上取計方之儀に付奉願候書付
陸軍奉行並

陸軍所おゐて海陸軍兵書取調方等に相用ひ候書籍并器械等是迄御買上御
用之儀は其時々御勘定奉行同吟味役の相達陸軍御入金之内を以御買上
取計來候處以來新規御買上物は都る其時々御勘定奉行同吟味役の談判之
上申上且は相伺候上御買上取計候様去十二月中被仰渡然る處陸軍所おゐ
て御買上相成候御書籍并器械等之義は洋書并舶來之器械等而已に其都
度申上且は相伺候下知相待居候は舶來之品等は御買上遲速に寄上品之
分御買上出來兼自然御爲筋も不宜候間右洋書并舶來之器械類に限り其時

々御勘定奉行同吟味役は相談之上異存も無之候は、御買上取計置月々御品々御入用高等巨細取調申上候様仕度前書之通被仰渡候得は自然上品之分直安に御買上出来御爲筋にも相成候之義と奉存候間何卒右之通被仰渡可被下候様仕度此段奉願候以上

子正月

二 陸軍奉行並軍艦奉行並願書

元治元年正月

海陸軍兵書取調方之者御手當之儀に付再應奉願候書付

陸軍奉行並

御軍艦奉行並

能登守
伊賀守
甲斐守
光之輔

是迄

拾五人扶持

金拾兩

堀田鴻之丞家來

大築保太郎

同斷

堀田攝津守家來

神田孝平

同斷

牧野備前守殿家來

鵜殿團次郎

同斷

大鳥圭介

右何れも五人扶持五兩御足被下候事

右は海陸軍兵書取調方之者は迄開成所教授御用相勤候者は同所におゐて御手當被下置且書面圭介儀も江川太郎左衛門方翻譯御用相勤候に付是又御手當被下置有之候處先般何れも海陸軍兵書取調方被仰付候に付は不一と通勉勵可仕儀に何れも同等之骨折に御座候間御手當も亦差等有之候は勉惰にも差響候間保太郎孝平團次郎義は是迄被下候御手當之外五人扶持金五兩御足圭介義は是迄之御手當被召上改而貳拾人扶持金拾五兩何れも同等に被下置候様奉願候處圭介義は是迄之御手當被召上改而拾

五人扶持金拾兩被下其他申上候義は難被及御沙汰旨御書取を以被仰渡候得共最前も申上候通取調候書籍も不少且兵學生教授之儀も御創聖之儀故別御用多事に不_レ一と通勉勵可仕義に有之且同日兵書取調方被_レ仰付候原田吾一高畑五郎儀は最前右開成所に被下候御手當貳拾人扶持金拾五兩其儘被下候得共さりと右兩人儀は書面四人之者とも業前差等も無之同等之業前に骨折候廉は差別無之候間自然不平之意相生し候も難計自から教導方にも差響不都合之次第御座候間書面四人之者共も吾一五郎同様之御手當書面之通被下候様仕度左候得は厚き御主意柄も相貫書籍取調は勿論學科教育之苦辛も格別勉強を拔て相勤可申御軍備御建設之御基本御爲筋之儀と奉存候當今御用途多之御中をも不願再應此段奉願候以上

于正月

三 横濱居留地掛上申書

元治元年十月

シヨウヨウ貸長屋一件

亞國商人シヨウヨウ儀去申年正月中渡來いたし候處一時住居に差支妻子召連種々難澁之由同國コンシユルドールを願出無餘義次第にも相聞候に付其頃町役人清兵衛徳右衛門に御拂下ケ相成候御國人貸長屋之内於駒形町梁間三拾貳間奥行六間之分暫く明け貸渡し可申旨御沙汰に付一ヶ月家賃洋銀拾八トル餘にて貸渡來候處同年十二月外國人新居留地御治定相成各國人の割渡し候砌右シヨウヨウにも九十七番之地所一區御貸渡相成候間右貸長屋之方は居留地外にも有之自普請出來之上は早々明ケ返し可申旨相達し候處種々苦情等申張其後に至り追々家賃も不差出延々相成候故嚴敷掛合候得は右貸長屋賣渡し候は、滯家賃不殘相拂可申不_レ法申聞既に自儘之建増修復等いたし酉年以來一切家賃相拂不_レ申段町役人共よりも屢訴出罷在候次第其後火除地出來に付御國人と外國人と之境界相定候様各國岡士共申立候節駒形町切縮め下番長屋等取拂相成就不_レはシヨウヨウ

ウ貸屋拾間餘も切縮可申積英コンシユル・ワイヌカも申出度々其義に付御引合有之候處亞國コンシユル・ライセル申出候は右様長屋御切縮相成候儀に候は、裏手小道并御役宅とも圍込御貸渡し被遣候様いたし度申出再三御談判御引合も御届候得共聞入不申其上昨年以來右貸家を模様替等いたし五區に仕切彼之方之餘人に自儘に貸附高價之家賃取立候趣も相聞へ其身は他所に住居罷在候次第甚以不都合之致方に御坐候

于十月

居留地掛

申年正月ノ于年十二月迄家賃之内

洋銀八百九拾六枚五分四りん一毛

右之通滞金相成居候事

外洋銀貳百貳拾五枚

申年十二月廿九日
酉年九月十九日 兩度に受取

但壹ヶ月に付

家賃 洋銀拾八枚貳分八りん六毛

シヨウヨウ持地面箇所書

九十七番

我酉八月 千八百六十一年第九月

一坪數四百拾坪

亞國商人

エル・シヨウヨウ

當時亞人ロス住居候

下ケ札

此地代洋銀百貳拾參弗拾貳セント

右は地券を以御貸渡に相成候地所

外貳拾五番

本地券名面
關コーニング

八百四坪

シヨウヨウ

七拾番

同
關ヒウナゲル

八百五拾七坪

シヨウヨウ

百貳番

同
亞人ハギリ

川勝家文書

三百三十九

百三拾四坪

三百四十

百六番

同 英人メイドラント

同

。四百三拾九坪

同 當時シヨウウヨウ此
居面に住居いたし

百拾番

同 亞人マークス

百拾坪

同

百貳拾四番

同 葡ハラダス

四百七十六坪

同

外に御貸長屋

壹ヶ所

。七區

當時取調候處にはシヨウウヨウ儀先右之通地所讓受持居申候

九十七番

シヨルジ・スミツツ組

サミユール・クリストン

下ヶ札

ホテル ヨーロッパ

ウキクトリヤ・コーヒーハウス

ネビー アームス

四 横濱居留地地券

一八六二年一月廿九日
文久元年十二月三十日

神奈川鎮臺竹本圖書頭より與ふる地所の證書

英吉利亞米利加和蘭コンシユル等の報告を落手せり其書中に商人アルシ
ヨリエル氏此横濱港中外國人居留地を定めたる境内にて一區の地所即ち
繪圖面に第九十七番と記せる四百四拾坪の地所を借り受け五ヶ月分の地
租メキシコ洋銀四拾壹枚三十セントの高を拂ひし事を載せたり因る余此
書を以下條を證す即ち上に述たるアルシヨリエル氏或は相續人若くは名
代人次に揚ぐる約定に従ひ毎年の地租を拂ふの間は上に載たる區分の地
を永く借り得へし定約を結へる國民の借法は誰人にも分外の地面を妄

りに借る事を得ず此地所を譲るに日本領内に居留すへき理ありて其借地に就るはコンシユル及び日本長官より少しの故障を云さる處の外國人に非されはこれを譲るへからず又日本人は日本長官とコンシユルの調印せる公けの免書を得るにあらされは外國人居留地内區分地の借し主はなるへからず此免書を與ふ或はこれを拒むことは日本長官とコンシユルの自由なるへし故に此證書約定は左の如し

即ち若上に掲たるアル・シヨリエル氏或は其相續人若くは名代人當今借りたる地所を此後他人に譲るには其コンシユルに地所を歸す事なく及び取定むる時鎮臺に文通せずして其地を譲り若くは右シヨリエル氏若は其相續人或は名代人暫時の間其借りたる地所を或は全く取替へ或は壹部取かへ又は賃を取りて日本人に貸し或は日本人をして借さしむるに上に述べたる免書なく取行ひ若くは右シヨリエル氏或は其相續人又は名代人毎年の地代百三十三ドルヲ拾貳セントを拂ふを惰たり又は右シヨリエル氏或

は相續人若くは名代人此規則及び横濱鎮臺とコンシユル等と協議して作る處の規則を犯すに於ては其度毎に此證書は無用に屬し地面上の家屋は日本政府の所持となるへし

地所を借す爲の再用書

酉の第一年十二月三十日

圖書頭
花押

千八百六十二年一月二十九日

文久元四年十二月三十日に當る

五 外人某建白書

明治元年

大君御門へ返したる政權を再び掌握せんとの意あらは素より全國人心を承服せしむるにあり國內之諸侯は未だ此事を解するものなく故今御門に迫り己か意を恣にせんと計る叛逆之諸侯を罰し盡く滅亡せんには大本

にてパリステラへを關東に立置海陸を以て敵の攻襲を防禦し爰に於て敵を襲ふの用意を整ふるにあり○此目的に達せんには人心と實物との兩力を用ゆるにあらざれば遂ること難し余か今考ふる處にて目的を遂くるは最可然と思ふ法方を爰に建白す

人心の方

- 第一一體之形勢情實を詳かに書記し大君なさんとする處の趣意を認め外國へ報告し及び日本にある外國公使へも知らしむること歐羅巴之方は栗本安藝守を以て巴里斯在留之各國使節に右書面を渡すへし右書面之草稿を爰に添ゆ(第一號)
- 第二右同様國內に布告すること其草稿を爰に添ゆ(第二號)
- 第三國主大名銘々相應する意味を以て別に書簡を送るへし
- 第四關東并其最寄にある御譜代諸侯を不殘集會し敵の來襲を防ぎ浪人等之害を被らざる様夫々防禦之策を議すへし銘々其土地領分を全ふせんと願ふものは嚴重に之を防禦するの外策なし若然らざる時は空しく敵に攻奪せらるゝのみなり

第五諸御旗本之士を呼集め事情形勢を説明し政府之趣意は云々と一々了解する様説諭し銘々國家之ためにする之心を賞し且當今之場合に當り大君を輔佐し徳川氏を援け己か血を注ひて事を勉め其蓄財をも出し之かためにせされは後々に至り猶獨己か榮名を汚すのみならず總て所有之ものを失ふこといま眼前に見るか如く如何となれば薩土長の兵は旗下之士一人も餘さず誅滅せんと積なりと篤と利害を曉解せしむへし是には旗下之諸士を殘らす呼集め大君其席に臨み給ひ自から此人々等に説諭すへし

第六若御門之使節來ることあらは神奈川奉行之に接することを禁し直に江戸に來らしむへしとの命令を兼而傳へ置き若し江戸に來りし時は京師獨立にあらざれば何れ薩長土各手を引き歸國するにあらざれば

大君接見すること出来難しとの趣を以て断り速に歸京を迫促すへし
且何人たりとも此者と往來することを嚴重禁する事

實物之方防禦

第一一剋も早く駿河^て城近邊へ堡砦を取建東海道を遮る事地勢之利害兵
數隊伍等之事は陸軍教師之を任すへし○東海道之北手にありて江戸
に通し且東海道と大凡並行する一つ之街道之内あり爰に番兵を出置
陣營を立置く事○不得已先手引退くことありとも決る懸念なき様別
に新手を備へ置く事は是又陸軍教師其法を知らしむへし

第二浦賀海峡并横須賀之前にある小島へ大砲の大なるものを速に備ふる
事

第三敵船之江戸灣に進入するを防ぐため開陽丸不二山を右海峡へ備置く
事

第四江戸の諸口も至極嚴重に警衛し可成土手土壕を築き江戸之廻りを堅

固にすへし○江戸諸方とも嚴重に検査せしめ浪士大名やしきに潜居
し或は江戸へ立入ること決して出来かたき様夫々取締を十分にす
事○江戸は勿論關東諸方へ置く間者之數を倍する事

陸軍正兵隊其他之兵隊等之事は海陸とも陸軍教師へ全權を與へ十分
に處置せしむへし

英國にて海軍教師を不相易日本の用に供し置かは是迄之如く傳習頼
み置へし

尤陸軍兵隊之外に急早別種之兵隊を組み立外國政府之勤を脱し大君
政府之ため勤むることを諾する士官をして進退指揮せしむることは
要用の事なり支那帝の賊兵を撃退けしも此類之兵を以て大勝を得し
なり

海軍之方も右同様之兵を取立つことを得へし是を爲さんには伶俐な
る人を撰み速に亞國并佛國へ遣すへし左すれば其處に於て更に交際

上云々之議論なく人并物材を得る之方術なれば速に此事を處置すること最緊要なるへし

會計府之事

費用十分ならずしては海陸軍取建る之術なしと之事は人々知れる處にして今改めて縷述するに及はず古人之諺に云く戰をなすに最要用なるもの三事あり第一金第二金第三金といふ是ものを形容していふの過度なれとも自から實地之理に出るものなり只金庫に收納するの貨幣のみならず別に富を得る之法あり是人心之信服を得て然る後金を得る也所謂約定を果して一寸も違ふことなく順序を正ふし費用會計を明白正直にするにあり故今大君政府人之信服を得んと欲せば先づ其借財を速に拂ふにあり就中右之内最緊要なるものはソシエテ・セチラルと取結ひし約定なり此會社大君約之通り事を全ふせしを見るにおいては尙此後とも大君之爲莫大なる有益の用務をなし永く日本

との取引きをなし兩國之利益を廣むる様盡力すへし且は各國においても大君事之苦難なる場合に當り更に屈するの色なく約を全ふせしとのことを傳聞するときは事を處する事嚴格にして物産の富も大なりとて人々を歸し追ふは大なる都合となるへし○右會社を除く之外當今至極入用とする戰艦兵器彈藥等之品にいたるまで右會社同様之廉價を以て好品を日本政府へ仕送るものなし此事實檢を以て其證を見るへし旗本諸士へも能く説諭して其蓄財を出さしむること要用なるへし是は大君自から請求をなし仕拂ひ用方は同人等へ申聞けし事之外は決して用ひさるとの確證を示すへし右諸士より此事を申立るは至極相當之事なれば之を否むときは大ひに人心を傷ふへし○大君には此時に乘し外國に於立置處之會計府之仕法を模し變革をなすへし此仕法といふは收納費用之高を明白に定め總て金庫へ受取りし高及遣ひ拂ひし高とも一々仕譯書を分明にする事なり○總て費用之

事は専ら節儉を旨とし可成丈け減省し之を海陸軍の方へ差向候様處置する事
事務を盛にするは吏員之數によるにあらず好く人選するにあり數少しとはいへとも人選之よきを第一とす當今は事に勵勉し飽まで盡力勤勞すへき時なり一旦國家を安寧にせし上は銘々休息を請ふの理あるへし

六 外交團へ布告書案 (別紙第一號)

明治元年

即今不容易形勢にいたり日本國之政體人事俄に變革するに當り余榮名及び條約濟之各國に對し余か職掌上之趣意におゐて此程變事紛起之際余か處置せしことの趣意を委細情實を盡して縷述せんこと是余か職掌なると思へり

右之處置は尙此上とも余之を全ふし是迄之條理も猶此後に至り聊か改む

ることなく見込之通り總而取行ふ積りなり

余か國是運宇内之形勢轉移するに係らす獨外にありて外國との交を結はさりし頃政府貳百五十余年の太平安寧を起せしといへとも一旦各國と條約を結び交際開くる之場合に到りては既に政府たるを得す余先代從來の風習を存せんと計りたれとも事皆空に屬し既に近世百般一新の時にあたり古之國法難被行之確證を日々目撃するに至れり余も亦此國法に率由し政權を得たるといへとも専ら今日之形勢を察し事情之新規なるに適合する様國法を一變せんと志なりき

余の第一之職掌とすへきは外國と取極めし諸般之約定及び條約を一々嚴重に履行ふにあれば是迄各種之葛藤妨碍に逢ふこと極めて多しといへとも卒に全ふするを得たり此事既に遂けたるを以て余祖宗已來傳承之政權を御門へ返し全國人民の心を問ひ最至當なるものを以て新に余か國之政體を議定せんことを御門に請へり

御門未だ幼沖なれば先帝遺命を攝政輔佐をなし余か余の建白を趣意允准あるのみならず尙之かため京師へ來會する諸侯之輿論を探り事議定する迄は是迄之如く全國統御之任を余に命せらるゝとのことなり余におゐては素より他の意旨あるにあらざれば唯此大會議之期を待専ら公平正理之趣意に基き正しく人民之意を尋ね其向ふ處に従はんと積りなりき然るに豈計らん兩三名之諸侯早くも余か意之忠直無私に出たるを幸とし忽ち不軌を企奸謀を逞ふし戻りに皇宮之諸門を取圍み今帝幼沖之間先帝之名代たるへき攝政を放逐し別に先朝譴責之人を以て新に會議を建たり如斯國法を犯し正理を破るの舉動を見余か臣下及同盟之者速に此罪人を攻罰するの一舉に及はんとて頻に余に迫りたれとも余勉めて之を抑壓し可成余か人民之血を注ぐことを欲せず依て一時大坂城へ引退きたり右事件中奸黨密かに余か州郡に潜み余か都府に入り人を殺し財を奪ひ余か平穩なる人民を惱したり探索之上此賊徒全く薩邸之内に潜伏する事愈顯然たる

に至れりかゝる悖暴之所行を永く捨置くときは政府は國民に對し信を失ふものといふへし

右に付薩の代人を呼出し盜賊を引渡すへしと申聞けしに彼答ふるに砲發を以せり政府は不得已力を用ひ右惡徒の内を殺戮し又生捕にせしものあり質問せし處薩侯も長く此凶謀に加はり居ることを明に知り得たり依て此程罰を加へしなり

大坂兵庫にある薩邸にも惡徒之内潜み居且盜みたる物品を貯へ置く趣なれば右第邸其他彼に屬する諸船等も併せて右同様嚴重之處置を加ふること要用之事なりき

此時京師におゐては諸侯等多く余か再び上洛するを望むものありて是かため尾越兩侯をして余か許に來らしめたれば余も愈京師へ赴かんことを決せしなり

余か目的とする處他事にあらず偏に幼主を挾み其名に托し偽りの勅書

を製し余素より之を以て正實と視るを得ず依之此奸凶之徒は盡く放逐せんとの意なり且今度穩に政體を議定する爲め京師へ來會せし諸侯等も叛逆暴戻之舉動は傍觀するに堪へすといふものあれば余大ひに此諸侯等に依頼し居たり

爰におゐて余か兵何日御老中若年寄指揮して愈京師へ向け發向し余に先立ちて京師へ行くことを命じたり且余か兵急に戰爭に及ふことあるまじと思ひ更に戦ひ之用意を設けさりし處突然薩長之兵合して余か兵を攻襲せり

此日より引續きて之始末は深く余か心を傷むることにして今爰に縷述するに絶へざる次第なり余か兵の中に奮戰義勇を顯はせしものもあれと又或は懦弱にして遁逃せしものあり實に歎息せざるを得ず

余か心におゐて願はざる事ありしか余急き江戸へ歸來せり余自から歸來せざるにあらざれば此土地の平寧を全ふし鎮定之法方も立難ければなり

且大坂城防禦其市中警護之事は夫々要用なる處置をなし置たれとも余か命令通りを取行はさりしなり故に今般之事に付ては只外貌のみを以て是非を論ずるものは余か心意及び處置悪敷おもふものあるへし

乍併余か心意尙最初之通りに一も變易せしことなく余終りを全ふし節を改むることなく天子と國とに對し余か職掌を盡し徳川氏を保護すへし余外國との條約を履行ひ猶も之を増補して交易と便利を廣ふすへし其餘に至りては各私利を棄眞に日本人之性たる國家之事を憂ふる様成行く之日を待居るへし

國內之騷亂を避けるため余か一身之及ふ丈けは事として盡さるはなし然りとはいへとも事自から分限あり正理公平之處に至りては一寸たりとも他に譲る能はず一命にかゆるとも之を保護せざるを得ず尤今余か敵たる之輩追ふ正理に立反るときは余又是か言葉を聽くこと敢て厭ふへきにあらず

余か所置之趣意は右之通りにて尙此後とも同様なるへし是事の正實を盡せるものなり

右に於一體の形勢分明に説盡せりと余思ふ就亦は各國におゐても公平正理之義氣厚きは余か仰く處なり假令其手を阿るにあらずといへともせめて余を敬し余に懇親なる情誼に依頼するを得ん余か既往之所行皆正忠に出猶又將來之趣意をも之に同じければ人々外國に依頼するの意を能く聽從せられんことを余望む

七 國內布告書案 (別紙第二號)

明治元年

第二號

國內布告書之案

當今之形勢に付大君之所置を余等篤と熟考せし處余等か考ふ處左之通り也

日本國內諸侯等國家を憂ふるの情あるを以て余専ら之に依頼し先つ余より此例を舉げん

當今之時勢變移之時にあたり之に應すへき政體を建んか爲祖宗已來傳承之政權を朝廷へ返せし處京師之政廳於ても余か決定之意を允准あり皆人心之趣旨向ふ處如何と一同俟望し居たり然るに三名の諸侯公平正理の大道を破り暴悖之舉動を以て幼主を取圍み其尊貴なる名に托し己か一個の趣意を以て強ひて全日本之人に及さんと計れり御門并國家に對し余か職掌忠烈之意を全せんと思ひしより此叛逆の暴舉を罰せざるを得ず然るに力正理を凌ぐに至れり併是全く一時之勝利にして追亦公平正理勝算を得る之日なき能はず諸侯等には日本古來之政體を一新せんとの望みありて人民の向ふ處に従ひ全國之益を計り一個の政體を建んことを願ふこと疑ひなしといへとも他人之暴行横恣を助け政權を以て空敷他人の手へ移すことは曾て思ひも寄ら

さることなるへし

余は素より祖宗及び徳川氏之公理を穩然保護することを既に決定せり余か同志たるものは御譜代大名多人數及び旗本之諸士等なり右之外大諸侯等といへとも同様にして叛逆之諸侯兩三名相議して建る處のものを以て政府とし視ること決してなかるへし故に薩長土各政權を争ひ必ず互に相攻伐し無主之國騷亂を開くに至ること聊か疑ふへきにあらす左するときは國內騷亂紛擾を起し結局は外國へ對し余か日本をして衰弱ならしむるにあり全國四分五裂と瓦解之勢に流るゝの前兆なり銘々余か國開祖之末孫たれば當今之形勢を熟慮反覆し深く利害情實を諒察し人々其祖宗に恥ざる様偉烈之行ひを立んと思は、私利慾卑怯之心を擲つへし日本國其分界を守り外國と正大稗益之交際を全ふするときは富强之美國となること疑ひなし力を大にするは只人心一和にあり故に諸國とも趣旨を一にして各和合し諸侯

等及び其同志之もの協同天子を輔佐し徳川氏之貴族に出る余と共に力を合せん此政府たるや既に全日本國二百五十餘年間太平安寧の基を開きたるものなれば余等是を以て専ら公平正理を基とし時勢之變轉に従ひ堅然たる一個の政體を建立すへし

右之通り一同協和し嚴烈なる處置を以てするにあらされは日本不容易災害禍亂に陥ゆるへし其咎責を負ふものは余か豫め告知し今日正忠憂國之情を以て正理に導かんとする趣意に答へざる者の罪なり

八 某意見書

徳川幕府之存意衆議之上一定すへく候事其大略

當時國家之形勢兩端に別れ一は天子を衆議之主宰として國家之政務を行と謂ふ一は徳川大君を衆議之主宰として國家之政を行ふと謂ふ然る處天子之政事に心服いたし候者日本國中十之一二にして王政復古は速に行は

れざる事に候其重なる源因三ヶ條あり一は大凡八百年以來天子國家之政務を御廢棄被成全く他人に御譲り被成候も同様にて政務之事は更に御承知無之夫故政務に關係被成候得は返て國家之紛亂を醸し候其二は天子に於て賞罪褒貶之權并に政務裁斷之力不被爲在候へは政務之事は行はせられ難く候此權力なきときは政度決して行はれざる事は萬國同様之義に候其三は天子領地等之所持無之總て徳川家に依頼被遊御經濟全く徳川家より御世話申即位御婚禮之御入用迄徳川家より御手當いたし之を以て皇統連綿被遊居候且つ日本は多分徳川之恩澤を受け世祿之臣と相成居候然る處一時に天下を天子之領分と被遊國家之事を御所置被成候ては人情に背き紛亂を起し候は必然之義なり右之通り天子に權力無之世務之事御不案内之處大激暴論之徒色々私意を巧み天子を名とし事を起し候眼前此度之御變革も天子之御本意に不出強暴之徒之仕業に相違無之候其譯は公議を本とし人心一和之上變革可致之處未た諸侯會合不致人心同意無之天子之

名を以て無理に天下之大事を決し候事に有之候天子世務御不案内に付御存意行れざる處強暴私意之策は彌以て人心一和不致紛争を醸し候は當然之理なり近時之勢は衆議を唱へ候へとも少も衆議之角は無之天子之命と唱へ候へ共天子之御存意に無之夫故互に疑惑をいたし私意を以て天下之事を計り自己之我意を張らんと欲す甚たしきに至ては猥に暗殺等を行ひ英士忠義之士には空く非道之命を失ひ實に殘酷を極め天理を害へ政體無之次第なり』外國を引受け如此き勢にては益日本危難に趣き亡國之地に至るべく依て以來は實意を以て衆議を盡し人心之趣く處を以て相一和し徳川公を衆議之主宰とし上下同體天下之賢良を盡し其職に任し此迄之惡風を一洗いたし候より外無之此様いたし候へは速に強盛に趣き國威を輝し天子も彌御満足と存候國家之人心多分茲に趣き居候へは天子又は徳川公之命と雖も右之人心に背候義決して御受難申若し粗暴之徒不法を巧くみ此一和を妨げ候得は斷然討罪を加へ免し難き義なり